弐万八千拾八両弐歩二朱と銭七拾二文

器、 にて不手馴之工人共江、器械も不揃之事に、鋳造鑚 きの方言)銅地金を不費、此等之御益有之候付、 注文相成候方に御一決有御座度、左候得は第一に良 今急拠之御用弁専一に御座候間、 を経不申候ては、相調申間敷哉、 不相済訳、殊に八拾九挺を被備候は、七八年之星霜 其通にては方今之世態、御手当向間後れ相成、決て 挺程つゝにも可有之哉、夫迚も甚難渋に可有御座候、 砲拾弐挺つゝ出来相成候儀は、実以無覚束、漸五六 又只今之御仕掛にて、一ケ年に二拾四封度以上之大 迚も無覚束、細工十分に候得は、随て命中も可宜哉 年中西洋製之様に、手涯方十分に出来いたし候儀は、 此方にて何程精力を尽し候共、器械ハ不揃、中々近 大小砲共に元来蛮来之ものに御座候得は、其製作等 大に御損耗に相成、御買入之方御良策と奉存候、 候賦は、比較相建候得は、差曳書之通、御鋳立方は さに随ひ、此方にて外に八拾九挺を新に御鋳立相成 右は此節御取寄相戍候八拾九挺之代金、又は筒之重 第二に急達、 第三に下直、 第四に無多事 御損益は扨置、 旁以此節之様、 ・(乏し 此方

御備と奉存候

候、此度御買入之砲銅製ならば、本行之通入代銭六拾一万七千七百四拾三貫弐百文の、世を所に付壱貫弐百文の、金にして六万八千六百三拾八両二朱と銭七拾二文金にして六万八千六百三拾八両二朱と銭七拾二文金にして六万八千六百三拾八両二朱と銭七拾二文金にして六万八千六百八拾六斤程

用相成、鉄製ならは少々ハ相減可申候、此地

金を鋳銭地金に組合候得は、左之斤高相交申

「本文に付、銅砲は砲之皮薄く御座候故、重

儀も聢とは承得不申候付、至極大概賦にて、 さも相減し申候、此度御取入之砲、鉄砲欤之

今以相応之御入用可有之と奉存候_

之代料迄には、手間雑用等は全く相除き申候、 地かねの入目算計仕候、将又本文は、地かね

錫拾万二千九百五拾七斤二合 但壱斤に付六百四拾八文つゝ

代銭六万六千九百弐拾二貫百七拾七文

鉛丹五万千四百七拾八斤六合 但壱斤に付五百文つゝ

代銭二万五千七百三拾九貫三百文

伊予白目拾万二千九百五拾七斤二合

但壱斤に付三百四拾八文つゝ

代銭三万六千三拾五貫拾九文 合銭七拾四万六千四百三拾九貫七百文

金にして八万弐千九百三拾七両二歩三朱と銭五

組合地金七拾七万二千百七拾九斤程

合組合地金七拾七万弐千百七拾九斤

目方にして拾二万三千五百四拾八貫六百四拾目 出来銭二千五拾九万千四百四拾枚

壱枚に付重さ六匁平し

壱枚に付百弐拾四文通用

金にして弐拾八万五千九百九拾二両三朱と銭三 銭にして弐百五拾七万三千九百三拾貫文

百拾弐文

前文地金代

百拾二文 金にして八万二千九百三拾七両二歩三朱と銭五 銭七拾四万六千四百三拾九貫七百文

差引

銭百八拾二万七千四百九拾貫三百文

金にして弐拾万三千五拾四両一歩三朱と銭三百

但此二拾万三千五拾四両余之金を以、たとへ

は、

必定被買可申哉と奉存候、何卒即今御予定相成

拾六両三歩三朱之過上に御座候、 二歩程之金高に相及、差引残り五千三百五 御座候、其時代金拾九万七千四百九拾七両 成候得は、 ば此度御注文相成候直成通之大砲御取入相 四百四拾五挺余ハ被買候算当に

附篓

仰付、 右通之算当相建候付、私関係之儀にも無御座、 其時代金は八拾九挺を、此方にて銅製に被仰付候場 踰等之至、忌諱に触候事とは奉存候得共、愚考仕候 に、右地金を以新銭種々鋳立候得は、四百四拾五挺程 叶品に御座候間、内海丈けは御充分に可有御座哉 相成度、尤前に申上候通、兎角御手当不相成候て不 差引御利潤と相記し候金子にても、莫大之事に御座 夷国江御注文相成候方、 に、此方にて追々御鋳立之儀は、余り過分には不被 たとへバ此度御取寄之外に、四百挺も御取寄 四五挺位も程克被仰付、其余は此節之如く、 四分一程鋳立候得は、猶又金高相増申候」 「本文之処江、 此節鋳造被仰付候半朱も、 別て御弁利と奉存候、尤右 別て 此

> 実に 度、此度之戦争は、弐百五拾年来初て之軍、殊に夷 近々侵来も難計御座候付、片時も迅速御手当有御座 早々御注文相成、地金之儀は追々調達次第、鋳銭方 浴し、生長いたし候士気にてハ、誠に無比肩御勝利 狄と之取合は、未曽有之事御座候得は、泰平之化に 霜を待不申候ては、 封度以上之砲四百挺も相備候儀は、軈て弐拾年之星 尤当分之仕掛にて、何程御差急き御座候共、 御手当向相整候訳に御座候間、断然御注文有御座度、 江被相渡度儀と奉存候、右は御趣向を被替候迄にて、 御高徳之致す所と、勿論御旧国之士気難有次 出来仕間敷、 即今之向にては、

御鋳立之御都合に御内決被成置、御注文は迅速に御 分之通にて、余り急速に不被仰付、 取止めと申しては、人気にも関係可仕候間、 賦にて、梵鐘・仏具其他御取揚相成付ては、 五六挺程も徐 矢張当 全く御 てさへ夷艦相応に被挫候、況良器御備りに相成候 候、此度ハ別て麁陋可也之器械取合せ仕事、

>、少しも可恐事に無御座候、且追々過分御鋳立之

第と奉存候、如此無比類勇壮之士に良器を与へ、戦

ハしめ候ハ、恐らくハ五大州中透逸之御兵勢と奉存

同然に

取計有之、人気廃弛不仕様、御所置第一と奉存候、

ß(

良器を出し候由御座候、此節柄如何敷候得共、国々えハ売渡候由にも承及申候、就中英国には盛大にて、常に多く之鋳製いたし、盟約を結候盛大にて、常に多く之鋳製いたし、盟約を結候が一大ででは、当分通商之各国江、いつれも御注文相に本文に付、たとへハ此涯四百挺御取寄之賦に

御注文相成候は、相否之御儀は有之間敷哉」

品に御座候間、人々良器相携候様、御趣法被召建度、に充分御備り可相成哉、尤軍器は生命と共に致し候以て直易(直安のこと)に申受、被仰付候ハ丶、不年就ては御物にて製作被仰付、甲胄申受、同様之向を之場に相成、必要に御座候間、是以良器御備相成度、長其他之諸役者も、是非携帯不致候てハ、陸戦接撃

銃も玉目多端不同に御座候ては、玉薬渡方等混雑仕抜等にて相働き、弥無用之ものと相決し候由、且小

甲冑之儀は、是迄製作いたし候ものも不少候得共、

此度の戦争に帯し候人は、実場に相成り抜捨、肩腰

く其方に御宛行相成、たとへは壱挺五両程にて、台調方被仰付度、於其儀は一ケ年に金五万両程も、全候付、以来は八匁・六匁位之弐式に御治定相成、張

機迄丈夫に出来、夫を金弐歩位に申請被仰付候得は、

差置御国役に御座候間、早々御手を被召付度、尤御と奉存候、当時御不繰合にハ可被為在候得共、難被にて、夫を以御国役相勤、御実儀に取候て、御良法に相成申候、左候得は諸士江御救助に被出候も同然年中に四万五千両之御出捨りに相成、五千両之返り

用途之儀は、鋳銭方にて以来は一日に凡そ四千両稈

奉存候、

小銃之儀も、

銃隊は素より、大砲打手又は什長・伍

ら、弐拾四封度位之遠撃、玉利等宜き砲を備へ、味外ハ有間敷哉、且又たとへハ、敵は運転不弁利なか其通にては、此度之如き場合にて、実に扼腕切歯之

凡五万挺之小銃相備り候賦に御座候、 の両之出来高、其時御入目ハ四万両内外に可有御座 が八万両は全御益潤に有之、壱ケ年にハ、御利 が八万両は全御益潤に有之、壱ケ年にハ、御利 が八万両は全御益潤に有之、壱ケ年にハ、御利 は、是非鋳立候内議も仕置候に付、一ケ月には拾弐

のと奉存候、御将基(床几の仮字)廻等、親衛之御備にハ不可欠も遠撃に利用多く、装薬発放も迅速に有之、先年御出来相成候本込み之ライフルと申筒は、第一

熟練いたし候様有之度奉存候、と奉存候、打方之儀も、夫々法則も可有御座候間

座候間、以来新に御鋳立相成候砲は、で実用には難相立御座候半、大砲と唱候ものに可有御て実用には難相立御座候半、大砲と唱候もの、いつ陸戦砲も、当分御出来相成居候弐封度位にては、決

とも承及申候、将又螺旋カノン此度五拾挺程も、急き儀も果して可有御座哉、実に器機無敵ものハ、勝方は軽弁壱弐封度位を以対し候てハ、看々勝を得難

右愚考之趣、踰越之至御座候得共、書記し申上候、

速御出来相成候様、奉仰願所に御座候

以上、

亥九月

市來正右衛門

いて英国と戦争後なり、此一冊ハ、文久三年癸亥九月奉呈す、則前之濱にを

の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店の時彼は武器を携へ、兵卒数十名を卒ひ来りて、旅店

聞く処に憑れは、砲撃して後、兵士数十名沈没船の場がして謝せらるゝは、遁辞と云はすして何んそや、且をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と謂はすして何をも認めす砲撃する、之を違法或は暴と間はすして、攘夷の周囲を祥徊して、暗に威喝を敗ふ、予ハ泰然一小刀の周囲を祥徊して、暗に威喝を敗ふ、予ハ泰然一小刀の周囲を祥徊して、暗に威喝を敗ふ、予ハ泰然一小刀

と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎たて関が、大隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせを謝す、予其過謝を受けす、啻に其始末を聞き上京、た隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた関守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた関守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた関守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせた関守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以ては、大隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞のが、東京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎と別れて、直に上京の途に対きる。

(繁)数人、事情探訪の為め下坂するに遇ふ、 予其事

に出たるならんと、其の他種々長州か、朝・幕の間

を言上す、公予か談論を嘉賞し玉へり、大久保一蔵に其顚末を告く、尚久光公に謁し、其事由松の邸に至り、国老小松帯力・御側役中山中左衛門・由を語る、同人下坂の要なしとて途より返る、予二本

議ありと雖も未た期限布達せられしに非らず、 るに於ても、妄に砲撃するは何そや、攘夷鎖港の内 弁せさる等を以てす、幕吏詰責して曰く、 日く、全く夷船と誤認し、殊に当日海上曚霧、 去るの後、使者を鹿兒島に送り、又大阪にも出した なりき、然るに長藩は、暴撃を謝するの意あるを告 府も大に其措置を患ひ、 全く私怨(文久二年四月、寺田屋事件或は大原卿・久光公 り、大阪にては幕吏に依頼し、罪を謝せり、其詞 戦を止めらるゝこと再三なり、長州は予か下ノ關を 東下の際、毛利侯中仙道に迂回上京、其他悪感情数件あり) けしを以て、人心少しく鎮静したり、朝・幕共に私 整頓し、探報の一信を俟つの際なりし故、朝廷・幕 騰、兵を挙て其罪を問はんと急り、出兵の予備既に 此時邸中の兵士等、長人の所為を憤り、 暫時出兵を止め玉ひし時機 外国船 物論沸 旗章 17

> 岡・豊前小倉・石州浜田・播州姫路・紀州・尾州等の数侯 を以て、一藩の兵を挙ること勿れ、不日問罪の師を募る、 後幕府密命を二十一藩に下し、長州征討の師を募る、 後幕府密命を二十一藩に下し、長州征討の師を募る、 後幕府密命を二十一藩に下し、長州征討の師を募る、 後幕府密命を二十一藩に下し、長州征討の師を募る、 本藩も其一に居る、直に飛檄を以て、軍備を鹿兒島 本藩も其一に居る、直に飛檄を以て、軍備を鹿兒島 本藩も其一に居る、直に飛檄を以て、軍備を鹿兒島 本藩も其一に居る、直に飛檄を以て、軍備を鹿兒島 と伝へ、出軍の期を俟たしむ、各藩も咸な同し(其 をの藩、芸州・備州・因州・土州・讃州・高松・阿州・ と、立ると含みしに出たるを、詰責したりとなむ、長

市來四郎君自叙伝 (附錄) 八

なり、本藩は三千の精兵を募られたり)

に前ノ濱に於て英国と戦争の際、砲丸の破裂、九死対し軍艦購入変約申込の際、自殺を覚悟したり、三天幸を得て覆没を免かる、二に琉球に於て、仏人にに及へり、一に琉球渡航中、七島洋の難船、纔かに因、予か生涯の間、生死の境に出入したること五回

を得す、他日更に詳述するの期あらん、害を免かれたり、以上の事実ハ、一朝一夕に悉くす壮士の兇刄を免かる、五に丁丑擾乱の際、暴徒の横に一生を得たり、四に下ノ關に於て長人と談判の際、

の行ハれさるハ、全く薩人の所為と認め、離間の策 当時長人の首魁久坂玄瑞・木戸孝允等の諸士、自説 を罷め逼塞を命せらる、是より数日前、久光公も上 を捧け、卒然京師を去つて帰国せらる、尋て其の職 同年三月二十一日、松平春嶽公故あつて総裁職辞表 献せられしを、賞せられたるなりと評説したり、 島侯・宇和島侯・鳥取侯・福井侯・一橋刑部卿等な 議せらると云ふ、久光公も在京なり、当時在京諸侯 内、従前の如く政事を委任せらる、専ら攘夷の策を 浪士公卿の間に強要し、攘夷の説日に熾なり、 書して納れられす帰国せらる、物議囂々人心恟々、 参議に任せられたり、是より先き金一万両を朝廷に 全く各藩浪士の為す処にして、長人之れか後援たり、 ハ、長州侯・土州侯・熊本侯・阿州侯・岡山侯・廣 (史伝)文久三年三月四日を始め、再三将軍家茂公参 阿州侯ハ海陸軍務総裁を奉命せらる、長州侯 是れ

りき、

れ掌握の底心ありと評論して、交々是非するの勢なた幕論にして、啻に幕府の命令之れ従ふも、又た朝佐幕論にして、啻に幕府の命令之れ従ふも、又た朝佐事論にして、啻に幕府の命令之れ従ふも、又た朝極夢、人物ありと雖とも天下の事に与かるの暇なし、仙臺は大藩として怯弱、佐賀ハ中立勢のいつれに帰い事は大藩として怯弱、佐賀ハ中立勢のいつれに帰するを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今やするを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今やするを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今やするを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今やするを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今やするを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、韓四説行を放ち、朝廷の御意思を撓めたるを以て、薩の説行を放ち、朝廷の御意思を撓めたるを以て、薩の説行を放ち、朝廷の御意思を撓めたるを以て、薩の説行を放ち、朝廷の御意思を持めたるを以て、を放ちにいるになるとは、東京といるによりといる。

処ありしに、長人の内脱藩浪士の輩と結ひ、各藩士人心を煽動せり、当時會藩ハ、本藩と連盟協力するを疾視すること讎敵の如し、或は討幕の議を起し、過激の徒を指嗾し、或は朝臣に結ひ、薩・會の二藩造する等、幕威日々に衰ふ、是より先長州人ハ少壮と交通し、大小砲汽船を購求し、或は金銀銭貨を鋳当時京坂の物情紛紜、幕令行ハれす、各藩恣に外人

本藩は直に進撃、其の巣窟を屠るの議を建るも、朝・ 益々深く、本年に及ひ禁闕砲撃の変乱を醸せり、藩 と評せり、然れとも朝議譴責、本藩禁門守衛を解か 行所の玄関敷台に自刄す、高崎左太郎(正風)等奉行 り、幕府藩士仁禮平助(景範)・田中新兵衛等を町奉 兵會津其の他諸藩兵と倶に、之れを撃退したるなり、 美)を始め七卿西走あり、 終に長人と隙を構ふこと 朝廷之れを容納あり、 長人を追はる三條中納言(實 幸を止め、長人の禁門守衛を解かれんことを建言し、 七月十八日 藩士高崎左太郎(正風)・奈良原 幸五郎 る、藩士の憤悶益々募り、會津人と結ひ長人を嫉む、 て蛇を出すの禍あらんことを慮り、厳糾を熄めたり 幕の内議に、藩士に疑議あるも、検究反て藪を探し に至り、弁疏する所あり、幕吏之を繹す、此の時朝 行に召し、糺弾する所あり、田中訊問に先ちて、奉 の徒は、忿懣措くこと能ハす、遂に怨を姉小路侍従 (公知) に移して、之を暗殺するに至れり、 朝命厳な (繁) 等朝旨を密探し、深く決する所あり、 朝議を動かさんとす、茲を以て本藩壮年有志

両内外に上れり、

てす、当時米穀欠乏、価直騰貴、一石の現米殆んと五月で京都・大坂の二邸に貯ふ、其価金ハ天保通宝を以野村佐兵衛等に謀り、現米一万石を大坂に購ひ、直に以を牽命す、大久保一蔵伝達す、藝州の国老辻将曹・忌を奉命す、大久保一蔵伝達す、藝州の国老辻将曹・三十七歳、元治元年甲子三月日(未詳)、特旨を以て金幕の議因循、軍機を逸し終に時期を失ふに至れり、

を煽動し、會・薩両藩を離間せんことを謀り、讒誣

は慷慨極れり、久光公も陪従せらる、従四位少将大伐の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は伏の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は伏の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は大の間ハ、各藩の士人を以下四十八侯を従へて参朝せらる、従四位少将大とは、当時京坂の間は、大小の諸侯充満し、中にも京・区、当時京坂の間は、大小の諸侯充満し、中にも京・区、当時京坂の間は、大小の諸侯充満し、中にも京・区、当時京坂の間は、大小の諸侯充満し、中にも京・

門等を雇ひ、大坂天保山、其の他堺各所に砲台を築れ、大砲十二門を献せらる、幕府、藩士肥後七左衛十八日、久光公摂海防禦を厳にせんことを上言せら隅守に叙任せられ、朝政参与を拝せられたり、二月

坂より海路江戸に帰らる、二條城に入る、五月七日京師を発し、仝月二十日大二條城に入る、五月七日京師を発し、仝月二十日大(史伝)元治元年正月十五日、将軍家茂公再ひ上京、

造す、

東大に乱る、常・野の間に戦争あり、幕府兵を出して之を討つ、関郎・田丸稲之右衛門等其巨魁たり、是より月を重ね、同年四月、水戸封内騒擾、藩士武田耕雲齋・藤田小四

とを上言して、此命ありたり、 とを上言して、此命ありたり、

> てとに復したるなり、 ことに復したるなり、 一変したるなり、 子等同志の輩ハ、大に其無識 大公(斉彬公) 銃器は大小とも洋式に一定せられし た公(斉彬公) 銃器は大小とも洋式に一定せられし た公(斉彬公) 統器は大小とも洋式に一定せられし を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる を、伊地知・大久保・中山等か、荻野流主張家なる として軍用に供せり、大砲も同流の百目砲、或ハニ 大の行為を患へたりしか、今に至て再ひ西洋式を用る の行為を患へたりしか、今に至て再ひ西洋式を用る の行為を患へたりしか、今に至て再ひ西洋式を用る の行為を患へたりしか、今に至て再ひ西洋式を用る の行為を患へたりしか、今に至て再ひ西洋式を用る

に出てたることもなく、佐賀に於て製造局の吏たり)等の数

採用の命を伝ふ、仍て献上用の通宝鋳造を初めたり、

りたるあり、船将余に謂つて曰く、這の弾丸は貴国の 乗り、大に饗応を受たり、這艦ハ二艘共に鹿兒島前 崎に出て、居ること十余日、英国の軍艦二艘碇泊せしに を建言し、 買入るは、再ひ戦を開かるゝならんと、余対ふるに素 なりと、英商ガラバを以て大小砲及ひ汽船軍艦を註文 今日に至り、和睦笑談酒を汲むは、実に天幸と謂へき 弾丸なり、斯く愛玩するは我々か命を奪はさりしなり、 貫きたる痕あり、弾丸二個二十四斤砲丸船将部屋に飾 にもフレカツト艦は、船将部屋の中部と、中柱に砲弾 の戦に従事せしものにて、我か砲丸の痕跡数所あり、中 艦大小砲誂文或は琉球通宝十万両を、朝廷に献上の旨 銃二十余挺を購求して、帰国後忠義公に呈す、尋て軍 尽力に依り、ミニーヘル十二挺・ライフル銃六挺・六眼 に至らしめむと、笑談交々刻を遷せり、此の時英商の の命を藉したり、今後必す閣下をして、上天せしむる より然り、過日の戦は我に利器備はらさりし故、閣下 したるに、艦将ハ戯れて余に謂て曰く、大小砲軍艦を 尚ほ国老喜入攝津に就て申述する所あり、 ノ濱

発す、朝命之を留むるも及ハす、四月十一日帰国せに封事を上る、報せす、停京三日にして十八日京を因、同年三月十四日、久光公京師に至り、朝廷幕府

らる、

氏に面晤す、鹿兒島戦争談の詳問ありき、

日を経て長

乞恿裏戍竆並涛践方を牽了す、 同年八月十五日、物奉行勘定小頭に進められ、動方是同年八月六日、二男多太彦生る、後廣實と改む、

国老島津大蔵、用人市來次郎伝命す、迄通集成館並鋳銭方を奉行す、

同年十一月一日、長男英之丞(廣親)初ての御目見の式

山主計・町田式部・高橋縫殿、御小姓与番頭島津良馬・馬、若年寄川田将監・島津出雲、大目附川上龍衛・樺家格之通中紙三束を献す、席詰国老島津大蔵・川上但を為す、太守忠義公に謁し廣親と改む、呼名英之丞、

因、元治元年六月、長藩士歎訴する所ありと称し、島津織之介、奏者樺山要人なり、

浪士を糺合して、伏見附近に屯在し、朝・幕の命に

各藩長州征討の軍を出す、本藩は三千余の兵を筑前ひ各藩兵討て之を退く尋て問罪の師を起さる、十月服せず、七月十九日兵を挙て九門を犯す、本藩兵及

蘆屋に出す、総督島津又六郎 (日置の領主)・ 副総督

謝罪せらる、尾州侯諸藩の進軍を停めたり、 兵六大隊・砲兵三大隊と云ふ、十一月朔日、長州福 島津主殿(永吉郷の領主)なり、全国二十余藩、尾州 原・國司・益田三家老の首級を捧け、余党を刑して に本営を置く、惣軍凡十万に余れりと云ふ、 侯を以て大総督とし、越前侯副総督たり、藝州廣島 幕軍歩

市來四郎君自叙伝(附錄) 九

郷東方村の内、吉水田に開拓を試む、水田とするの地 同年五月日(未詳)、廣親十四歳角入を為す、 附近にも開墾を試む、後年故ありて放棄したり、 所より移住せしむ、又た大隅国囎唹郡の内、 所凡そ十五町歩余、畑地二十余町歩、人家十一戸を各 三十八歳、慶應元年乙丑五月より、日向国諸縣郡小林 当時予は、会計専務鋳銭に従事し、軍費補充に努力 を剃る、之を角入と称せり、 梵鐘仏具を専用せり、又実兄寺師宗道君も内に在て、 す、財政困乏に際し、内に在りて軍事の支出を計る 因、藩風男子十四歳に至れば、前髪を半は絶ち、 へき旨を命せられたり、 鋳銭の原料は、当時多くは 踊郷殿湯 額

火薬又は火具製作に従事せられたり、

征の是非を論議し、物情騒然たり、本藩は大久保一 六日将軍江戸を発す、閏五月京都に至る、之より再 (史伝) 慶應元年四月、幕府進発の令を発し、五月十

仝年四月七日、元を慶應と改めらる、 蔵をして、再征の不可を争議せしめたり、

を取る、 因、藩風男子十五六歳に至れば、前髪を全剃して、

三十九歳、慶應二年丙寅二月廿五日、廣親十五歳前髪

壮年の仲間入を為す、之を二才成りと唱ふ、之より

門、寺社奉行島津主殿・勘定奉行關山糺・文書奉行橋 方取次大脇矢五右衛門・谷村孫八郎及ひ予、其の他御 教後醍院彦次郎・郡奉行山口一二・山口九十郎・寺社 口與一郎・千田傳一郎・小森新之丞・上村休之進・助 右衛門(久武)・ 用人川上正十郎伝命す、 同掛桂右 仝年五月二十六日、寺院廃合取調掛を奉命す、 成年者の部類に加ハる、 国老 桂

を第一着手(支坊十余ケ寺)とす、或別当寺分離等、遂 名(島津兵庫宅を以て調査局を仮設す)、 大乗院 支坊 廃除 勘定小頭相良助大夫・永山直次郎並筆者各局より数十 上京す、

同年九月十六日、廣親海軍隊に編入、京師守護の為め

漏せり、 此の世態其の機に当れりと、家老桂右衛門に向け討論 りて、島津主殿(久籌)・大脇矢五右衛門等と議して、 したるは、 達せんと期せしに、婦女僧侶の搆陥に遇ひ、半途蹉躓 建言する所あり、遂に採用ありて、大に革新の宿望を に移されて、一層其の宿害の矯むべきを慨嘆する所あ にして、国家の為め有害無益を論すること久し、当職 数名、同時に皆黜けらる、廃寺の挙は予等積年の冀望 大脇・相良及ひ無関係なる 海老原宗之丞(清熙) 矯むるの過失に処せられて、免黜せらる、島津・關山・ 謀して、讒誣内訴する所あり、事激越に過き、達命を 中婦人の祈禱中なりしより、僧侶の殿中婦女侍臣と通 僧正・千眼寺僧を説諭、帰俗せしめんとす、時偶々殿 遺憾限なかりし、志ある者窃に痛歎の声を 等の

十二月二十五日、天皇崩す、二十九日喪を発せらる、れ、軍気振はす幕威益々衰ふ、む、尋て将軍職を襲ハしむ、当時征長の兵各地に破院と諡す)、遺言して一橋中納言慶喜公を相続たらし(史伝)慶應二年七月、将軍家茂公大坂に薨す(昭徳

に国中一掃するに至れり、而して大乗院僧正・南泉院

と唱ふ、孝明天皇と諡す、京都東山泉涌寺の上月の輪陵に葬る、東山の上の陵

四十歳、慶應三年丁卯、休職家にあり、

公に代り上京せらる、従兵一千余人に上る、尋て十因、九月朔日、国老島津備後君(男爵島津珍彦)久光

月大山格之助(綱良)等兵八百余人を率ひ上京し、尚

に困むの情勢なりしか、百方説諭して之を止めたり、ふて出軍を請願するもの夥しく、藩庁之を制遏する充てたり、時に城下士諸郷に至る迄、壮年の輩ハ競しめ、陣営ハ南林寺・福昌寺及其支寺跡を以て之に厳にし、警戒を加ふ、或ハ諸郷の人員を輪番出衛せ厳にの兵備を令し、鹿兒嶋海岸砲台櫻島等も守衛を

同年四月十二日、久光公上京、宇和島侯・福井侯・当時上下人心の意気頗る昂れり、

する吏員と久光公親衛人数と老人のミ残り、実に寂中にも鹿兒島の壮年者ハ、多くハ出軍し、財政に関因、当時各地出軍の人員、上下凡壱万余名に及ひ、

.土州侯も上京せらる、

會・桑両藩を追討するの密勅を賜ふ、十月十四日、朝廷、忠義公及び毛利侯に、討幕及ひ

侯父子に面し、上国の情況を陳す、十月、藩老小松帯刀・西郷吉之助山口に至り、毛利

を出せり、

十一月、忠義公上途、長州三田尻に立寄り、長州侯

り、同月廿三日着京ありたり、世子(後元徳)に面会す、 薩・長連合の 約茲に成れ

十二月七日、本藩兵を始め高知・尾張等の諸藩兵禁

港を督促す、将軍其理由を演て、上奏朝裁を請ふ、(史伝)慶應三年三月、外国公使大坂に来り、兵庫開

は、此挙の発因に依れり、

十月、土州侯家臣後藤象二郎・福岡藤次等をして、

辱て許さる、

下騒然兵馬の起る旦夕に迫れり、本藩継て兵千余人り、尋て将軍辞職の表を奉る、朝廷之を允さる、天々老小松帯刀等其議に賛同し、将軍に勧告する所あ書を将軍に呈し、大政奉還の議を建言せしむ、本藩

を停め、翌日関白職を廃し、仮りに総裁・議定・参十二月、中川宮及ひ二條齊敬公等、二十七人の参朝

与の三職を置かる、

るを以て、朝議秦・會二藩の入京を停めらる、此時會津・桑名及ひ閣老板倉侯等陪従す、其挙動異常な十二月、徳川慶喜公二條城を発し、大坂城に入る、

し尾州・越前二侯をして内諭す、公承服せしも會・朝議慶喜公をして、議定職に補し、入京せしめんと

桑二藩其他旧幕吏等肯んせす、遂に二藩及旧幕軍と

兵器練兵精整、會・桑諸諸藩兵決死勝算ありしも、す、各藩観望衆心一致せす、兵器充備せず、旧幕軍旧幕総軍凡そ三万に余り、官軍漸く三千余名に過き連合大挙して入京し、勝敗を決せむとするに至れり、

兵気稍々驕慢に流れたるを以て、黒谷又は大津膳所庿算足らす、漫に伏見・鳥羽の二道に大軍を押し、

持し窃かに大坂に通するの説あり、尾張・肥後諸藩勤王の方向を定むるも、土藩の如きは容堂公両端を幕両途方向に迷ふもの多し、薩・長・土・越の四藩当時海内騒然、人心恟々臨淵踏氷の思ひをなす、朝・

のありしならん、若し兵略其図に当らば、勝敗の機測るべからさるもの各地に備る所ありしに拘らす、皆徒為に属せり、

四十一歳、明治元年戊辰休職家に居る、

に任せられて出軍あり、官軍の勢威大に振ふ、 大に振ぶ、西千嘉(男爵西寛二郎)隊下にありて、伏 廣親も遊撃隊員に加り、越後口に出軍す、越後各地に 大山綱良・吉井幸輔・黒田了介等参謀たり、 原親も遊撃隊員に加り、越後口に出軍す、越後各地に 大山綱良・吉井幸輔・黒田了介等参謀たり、 原親も遊撃隊員に加り、越後口に出軍す、越後各地に 大山綱良・吉井幸輔・黒田了介等参謀たり、 原親も遊撃隊員に加り、越後口に出軍す、越後各地に 大山綱良・吉井幸輔・黒田了介等参謀たり、 一日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍敗走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍改走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍改長・土諸 本藩の軍、伏見・鳥羽の両所に戦ひ、旧幕兵破る、連 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍改長・土諸 本語の軍、伏見・鳥羽の両所に戦ひ、旧幕兵破る、連 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍及走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍及走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍及走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍及走す、五日 日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍及び長・土諸

改名せらる

輩の為に、百方之を防遏せり、

正月、忠義公嶋津の称号に復せられ、茂久を忠義と

三嶋彌兵衛(通庸)の諸氏なりと伝ふ、桂独り西郷一形勢なりしが伏見・鳥羽の一戦大勢定まり、衆心一致朝威頓かに加ハりしなり、 即の一輩、西郷・大久保等と緩急の議を異にし、過 財の一輩、西郷・大久保等と緩急の議を異にし、過 大久保等の所為を不策として、暗に謀 を高い、こに左袒するもの川上助八郎・高崎五六・る旨あり、之に左袒するものあり、真に危機一髪の 大久保等の所為を不策として、暗に謀 を高い、之に左袒するものあり、真に危機一髪の 大久保等の所為を不策として、暗に謀 を高い、之に左袒するものあり、真に危機一髪の 大久保等の所為を不策として、 では、 のには、 のに

月より三月に亘り、其の間讃州高松・播州姫路或は中兵は軍律を守り、毫も犯すことなかりしと伝ふ、正に走れり、官軍追ふて大坂城を陥れ、遂に焼燹す、此の時長州兵は、掠奪を極め、倉庫を開き、金銀財此の時長州兵は、掠奪を極め、倉庫を開き、金銀財(史伝)慶喜公大坂に在て敗報を聞き、直に汽船に塔(史伝)慶喜公大坂に在て敗報を聞き、直に汽船に塔

勝を云ふもの鮮なし、古元弘・建武の轍を践むなら も昇平二百年変して大乱となり、人心恟々官軍の必 りと雖も、 肥前唐津を定め、而して豊後日田の幕吏を掃ひたり、 故、三月に至り、東伐の師を発せられたり、然れと も又妄に兵を出さす、九州ハ不日にして鎮定せしか の挙に両端を持し、殊に我藩の鎮圧に幕命を奉した 侯の封土たり)、熊本藩は佐幕論にして、伏水・鳥羽 むと疑懼するもの、半は以上に居れり、 物頭益 満 新之丞外一人なり(当時唐津は、閣老小笠原 長崎を鎮定し、同所の幕吏を追ひ、天草を鎮撫し、 大山綱良監軍たり、九州にハ我藩兵(足軽隊)を以て は我藩兵を以て討伐し、 国の各小藩、及ひ旧幕領の地を征討す、高松の如き 陽に手を下すこと能はさりき、故に我藩 城に火す後降伏謝罪せり、

> 帰航したり を伝へ、数日にして江戸を去り、六月に至り鹿兒島に 保・吉井幸輔(友実) 其他の藩吏に面接して、西郷の意 等ハ浦賀に泊し、予独り用を帯ひて江戸に至り、大久

出て、 **娚隈岡長道も同営にあり、** す、年を越て、三年三月日(未詳)、帰国す、廣親及ひ 仝年九月日(未詳)、藩兵二大隊の輜重を宰し、 神田橋の藩邸(旧庄内藩現今印刷局の地)に在営 東京

多く、 強く衆望あり、兵員の品行正しく、各藩風を慕ふ者 因 当時薩・長・土の三藩威望あり、 朝野の間に重きを為す、戦後の人心頼て安す 特に本藩 ハ兵

宅空虚葎蕀の藪となり、帰農帰商して四方に分散し、 ふるにものなし、旧幕臣悉く各所に流離転沛し、邸 又当時東京市内の情況ハ、貴賤貧困を極むること譬

る所あり、

諸侯大小の邸宅も、皆な荒廃草葎軒を蔽ひ、壮麗を

城西丸も荒れ果て、狐狸の巣窟となり、本丸ハ焼燼 所・下谷の地は、多くハ空屋にして腐朽寂然たり、本 退転して、小民饑餓に陥れり、 極めたる大名小路も、悉く廃墟と変し、市街の過半 中にも番町・深川・本

五月二十四日、

同港に着す、

時偶々榎本釜次郎・大鳥

島を発航して江戸に向ひ、

尋て箱館に向ふ

鹿兒

四十二歳、明治二年己巳二月日(未詳)、函館出軍隊の 輜重宰領の命を承く、大隊長桐野利秋と汽船豊瑞丸に 一大隊を搭載し、西郷隆盛ハ汽船三邦丸に乗り、

を訴ふ、旧幕臣中気慨あるものは、各所に潜匿し、 堵に安せす、各藩の兵隊充満横暴を極め、人民愁苦 多し、唯々両城ともに見付門矢倉のミ残れり、御幸 風・伊集院兼寛と議し、 を和解すること、国家の要点なるを以て、予内田政 当時旧幕臣にして薩・長・土を怨望する甚し、特に島 行かハ、年ならすして再ひ大乱の情勢なりき、 秋田・桑名等の人ハ、幕人と謀り、薩・長二藩を伐 時を窺ふもの多し、殊に土州・庄内・仙臺・米澤・ 日に比すれは、百分の一なり、従て人心恟々、未た 以来少しく人心安堵し、民業稍々開けたれとも、昔 本亨蔵・桑原清蔵・赤松大三郎・松元良順等の人々 是か為め人心定まらす、彼我反目の情を絶たす、之 り、徳川家を困めたりと思惟し、怨悪の情最も深し、 津家か徳川家の姻戚でありなから、討幕の主謀とな とし、幕人と密謀する者ありと伝唱し、這形況に押 ち、挽回を企る者あり、又土人は大に為す所あらん 阿部潜等と交はり、 互ひにその所懐を叩き、榎 旧幕士字都宮三郎・山縣十

と俱に周旋す、

り、

後の侭にて、草木生ひ繁り、目も当てられぬ有様な

西丸ハ家屋のみ依然たりと雖とも、廃頽する所

り、又伊地知正治と謀り、戊辰上野戦亡者の石碑建設 外数人)を雇ひ、鹿兒島に遣る、之を鹿兒島兵学校の開 回想したるに仍れり、 野山王臺に火葬したる侭、土墳草藪の中にあるを見て、 公、追弔の古事に則りしなり、当時戦亡者の屍ハ、上 家と戦ひたるとき、敵方の戦死者を先代義久・義弘二 を主唱せり、是旧戦国時代、日向木崎原にをいて伊東 の議を建つ、鹿兒島人中に募金して、助成するの趣意 旧宅に創設し、静岡藩より雇ひたる教師を以て教授せ 初とす、 兵学校は初め島津兵庫(一門旧加治木領主)の 感情を解くの端緒とす、 尋て同校の 教員数名 (前島密 久保一翁を訪ひ、時事を談したり、是を徳川家人の悪 兵学校を視察す、然して静岡に至り、 同年夏(月日未詳)、予は阿部潜と同行、 山岡鐵太郎・大 沼津に行き、

同年七月廿八日、七比古(廣次)生る、同年七月廿八日、七比古(廣次)生る、四十三歳、明治三年庚午四月日(未詳)、遊歴の為め東けたり、

(史伝)明治元年七月十七日、江戸を改めて東京と称

せり、車駕東巡蹕を留めらる。

行を停む、又各門楼毎に兵を置き、往来人を検査す 兵隊屯所を設け、夜行の人提灯を携へさるものは通 く、当時物議囂々、東京の警備も厳にして、各所に きたるに原因せりと云ふ、朝廷兵を遣ハして討て平 十二月長州奇兵隊残党起る、木戸孝允等に不服を懐

ること厳なり、

市來四郎君自叙伝 (附録)

東したり、是より先横浜在留仏人ミールなるもの、相 を列れ行て其の造法を究む、帰路該地方を巡視して帰 感し、図写して雛形を造り、鹿兒嶋の大山綱良(当時藩 製式を見んとて独行す、三十座の設あり、其の精巧に 創設の初とし、尋て上野国前橋に設置せり、予は其の 摸国津久井郡長澤村に製糸機械を創設す、之を日本に て造らしめたるものなり、蒸気力を以て運転す、工人 二十五人繰なり、速見賢三担当せり、仏人ミールをし 兵衛、予と倶に上野前橋に至り、其生糸繰機械を見る、 同年十一月日(未詳)、伊集 院兼寛(故子爵)・今井市

の参事)に送りたり、

と一日其箇所を見る、宇都宮三郎・榎本亨蔵・阿部潜 建議す、小石川小日向辺に地所を見計ひたり、伊地知 試験場を創設して、勧奨せむ事を謀り、大久保利通に 明治四年の夏、伊地知正治に議して、勧農工学校及ひ 四十四歳、明治四年辛未東京に在留す、

依て数輩を官途に推挙せしことあり、榎本亨蔵氏を黒 に迷ひ、衣食に窮するの情況見るに忍ひさるあり、予 当時旧幕人にして、才幹識量を有する輩にして、方向 氏も同論にて周旋せり、

られしを憐ミて、尽力したるものなり、 部省出仕に任用せられたり、之れ皆な塗炭の苦界に陥 縣十蔵氏(後海軍主計監)を川村純義氏に推挙して、兵

田了介氏に推挙し、開拓使七等出仕に任用せらる、

省吏に就かしめたり、阿部潜氏を大久保利通氏に勧め、 大蔵省七等出仕に出頭せしむ、齊藤辰吉(後中野梧一)

又桑名藩士中村猛夫を、伊地知正治に紹介して、司法

を山口県参事に勧めたり、

す、日本第一の産物、富国の本原なる旨を記したり、 同年春、製糸機械創立あらん事を、大久保利通に建議

立洋式製糸の初端とす、に付して、創設せんことを約しぬ、之を日本に於て官地なるへきを縷述せり、大久保之を賞讃し、必ず庿議

其の機械を設くへき箇所は、信州・上州・奥州等養蚕

らしめんことを請願する処多かりき、鹿兒島県は少り、各藩下士庶蜂起、旧主の上京を遮り、県知事たす処あらんとするの勢なりとも伝ふ、又各旧藩主ハ韓処あらんとするの勢なりとも伝ふ、又各旧藩主ハ酸さんかの危懼を抱く処あり、高知県人は、大に為す、人心紛囂たり、各藩頗る動揺す、中には兵乱をす、人心紛囂たり、各藩頗る動揺す、中には兵乱を

日鹿兒島に帰着したり、

十二月初東京を去る、郵船東京丸に搭して、

同二十九

為に帰国なりしも、公との間殆と音問の礼に止まり、為に帰国なりしも、公との間殆と音問の礼に止まり、内にな跡あり、にのり、公の諸怒に触れしなり、西郷・たる跡ありしに仍り、公の諸怒に触れしなり、西郷・たる跡ありしに仍り、公の諸怒に触れしなり、西郷・たる跡ありしに仍り、公の諸怒に触れしなり、西郷・たる跡ありしたのり、公の諸怒に触れしなり、西郷・たる跡ありしたの数。故に明治七年征韓論破裂、中心、尋て帝国と関からず、西郷は文久二年初度、上京の際公の出京を拒らず、西郷は文久二年初度、上京の際公の出京を拒らず、西郷は文久二年初度、上京の際公の出京を拒らず、西郷は文久二年初度、上京の際公の出京を拒らず、西郷は文久二年初度、

郷・大久保に慊然たらざりしハ、一朝一夕の事にあ

親しく公の起居を問ふは希なりしなり、

開き、専ら之を主幹したり、 械数十座を設置したり、其他各般の製作製煉の事業を に開物社なる興産を目的とする一社を創建し、生糸器 大山綱良と議する旨ありて、西田村の内新上橋の川端 四十五歳、明治五年壬申三月日 (未詳)、鹿兒島県参事

来れり、六月永吉村旧織物水車跡に、洋式製糸器械を移置す、六月永吉村旧織物水車跡に、洋式製糸器械を移置す、六月永吉村旧織物水車跡に、洋式製糸器械を移置す、

り、親は県費生なり、宗徳ハ東京三田慶應義塾に入学した親は県費生なり、宗徳ハ東京三田慶應義塾に入学した同年九月廣親、甥寺師宗徳、遊学の為め上京せり、廣

鹿兒島に於て牛乳を用ゆる初とす、町藍玉所跡に洋式牧牛を開き、牛乳搾取を初む、之を此年より予大山綱良と図り、鹿兒島市内上町築地・向

英人か同地に携へ来れるものなり、之れ内地に綿羊を此年正月、琉球より綿羊二頭を携へ帰り飼養す、前年又洋式蠟燭製造を開く、是又洋風製造の開始とす、

飼育したる始めとす、

事椎原國幹たり、日々各所御巡覧あらせらる、七月忠義両公謁見建言あり、当時旧参事ハ大山綱良、典御休息所桜ノ間を以て、行在所と定めらる、久光公・囚、明治五年五月二十二日、天皇五畿・四国・九州因、明治五年五月二十二日、天皇五畿・四国・九州

たり(太陽暦に革めんとするハ、洋学者市川斉なる者建言年十一月三日を以て、 六年一月一日と為す布告あり(史伝)明治五年十一月九日、太陽暦に改めらる、五

二日御発駕ありたり、

り、正朔をも革むるの論議起り、一層物議を重ねたり、正朔をも革むるの論議起り、一層物議を重ねた動やもすれハ騒擾を醸すの勢あり、偶々改暦の令あい専ら旧物破壊の風潮あり、人情恟々不平を鳴らし、当時海内貴賤共に旧情に泥み、新政を喜ハす、廟議当時海内貴賤共に旧情に泥み、新政を喜ハす、廟議

達を斡旋する所あり、横濱某洋館と内約する所ありし丸により上京し、京浜間に往来し、官民の間に資金調張の為め、社員数名を伴ひ、製茶数万斤を携へ、豊瑞四十六歳、明治六年癸酉十月日(未詳)、開物社事業拡

する処なり)

頗る驚愕痛嘆せられたりとそ、同時に熊本営所の台

不平を唱て放火を企て、一夜に営内十八回の

出火ありしを、漸く取消したりとの説なりき、

七年五月に至り帰県したり、許さず、事終に行ハれす、頗る煩苦を極む、越えて翌も、時の政府の処置、外国人に私財を借募することを

同年十二月廿日、須恵彦(廣吉)生る、

「任日力」

因、明治六年十二月十八日夜、鹿兒島分営(旧城趾)

出火、悉皆焼亡、兵隊へ解散帰家したり、出火の原因

説種々あり、西郷党の人々分営の将校に説き、解隊

読種々あり、西郷党の人々分営の将校に説き、解隊

に在る甥隈岡幹・淵邊群平等其巨魁たりしと云ふ)等、

でで唱ふる者ありしと云ふ、分営焼亡との説数日前より

ない唱ふる者ありしと云ふ、分営焼亡との説数日前より

ない唱ふる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ない唱ふる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ない唱ぶる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ない唱ぶる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ないで唱ぶる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ないで唱ぶる者ありしと云ふ、か営焼亡との説数日前より

ない明治六年十二月廿日、須恵彦(廣吉)生る、

同年五月十日、久光公麝香間祗候を拝せられ、国事上す、赤坂紀州邸跡を以て仮皇居とせらる、(史伝)明治六年五月五日、東京旧西丸趾の仮皇居炎

を諮詢せらる

幹等近衛隊員も多く帰省す、征韓論容られさるに因十月廿四日、西郷隆盛官を辞し、桐野利秋・篠原國

明治六年三月七日、神武天皇即位日を以て、紀元節

と称せられたり、

りてなり、

同年六月、正副修史総裁を置き、伊地知正治を以てとを許され、同時に馬車一輛を下賜りたり、此日老病の故を以て、車馬に乗りて御車寄に至るこ同年四月二十八日、久光公脚疾あり、歩行に艱まる、

副を兼しむ、

如き、検吏田里に出張し、日々田畝の間を奔走し、ふることを命せられたるなりとぞ、県内改正事業の故に物議紛起を極む、依て明年を期して、其功を畢け慣に泥みて施令を喜ハす、紛擾頗る民心を害ふ、旧慣に泥みて施令を喜ハす、紛擾頗る民心を害ふ、は間年八月、地租改正の期限を定めらる、改正の事去同年八月、地租改正の期限を定めらる、改正の事去

り、 里民を駆使する情況益々煩苦を 訴 ふるの 因をなせ

分を受くるに至り、後年給地高下戻請願の物議を生り県地給地高制の変更を来し、各藩給禄と同一の処月五日に至り、家禄を廃して公債を下付せり、是よ三ケ年米価の平均を以て、其額を定む、尋て九年八同年九月、家禄・賞禄を改めて金禄と為され、各地

あり、其情由他日詳論する所あらん、故に廟議公の重望に頼りて、人心を定めんとするに西郷を始め内閣員辞任し、内外の視聴頗る動揺せり、大臣に班し、大政に参預せらる、征韓論の議破裂し、同年十二月二十五日、久光公内閣顧問を拝せられ、

するに至りし因となれり、

得す、転して四国に走り、高知に入り、途に縛せら、に従事し、専ら製糸の改良、製革の事に従事せり、正蘇等敗走、鹿兒島に来り、西郷隆盛等の動静を鎮む、佐賀に作す、天下騒然、同月十三日、内旨を以て久佐賀に作す、天下騒然、同月十三日、内旨を以て久佐賀に作す、天下騒然、同月十三日、内旨を以て久に従事し、専ら製糸の改良、製革の事に従事せり、四十七歳、明治七年甲戌五月帰県、尓来開物社の業務

郷ハ軽挙妄動を肯せす、桐野・篠原等に面接したり一派の暴挙は、全く西郷の応援を頼ミたりしか、西れ、佐賀に於て斬に処せられたり、想ふに江藤・島

す、是れ世上国会論を唱ふるの始めとす、素より当等、征韓論破裂辞職の後、民選議院設立の議を建言党に加らんとせしかとも不応、遂に三月廿七日途に党に加らんとせしかとも不応、遂に三月廿七日途に党に加らんとせるりし故、止むを得す鹿兄島を去て、日州是又応せさりし故、止むを得す鹿兄島を去て、日州と戦も、応せさりし故、島津家に頼らむとすれとも、と雖も、応せさりし故、島津家に頼らむとすれとも、

下の有志国会を興し、参政の権を得むことを冀望すは、全く此建言の効に因れり、夫よりして後ち、天も、天下の人士をして、国会必要なるを喚起したる

れり、同志人員ハ旧幕臣赤松(則良)・宇都宮三郎・議院の不体裁を論し、国会の体裁に擬し、拡張を謀き明治二年の春、予東京に在りて、同志人と当時集し去りたりと雖とも、名は千載に残れり、是より先るに至れり、建言は水泡に帰し、身は刑場の露と化下の有志国会を興し、参迎の権を得むことを冀望す

松元良順・阿部潜・桑原清蔵・榎本亨蔵、鹿兒島人

時行はるへきの建論にあらす、水泡に帰したりと雖

躁を戒め粉飾を厭はる、為めに往々政務の緩急を異

評するの情況なりしなり、

(史伝)七年四月四日、台湾を征討す、西郷従道之に

宜挙で外邦に做ふの風潮を致せり、故に公ハ持重軽重挙で外邦に做ふの風潮を致せり、故に公ハ持重軽融めず、頗る外国の情勢に眩惑して、国家の先途を韓の紛争、延て廟閣の分裂を来し、西郷を始め一流韓の紛争、延て廟閣の分裂を来し、西郷を始め一流時の重望を荷へる人々、多く朝を去り、岩倉具視公を始め、大久保・木戸の重臣ハ、欧米巡覧の余夢未だ始め、大久保・木戸の重臣ハ、欧米巡覧の余夢未だ始め、大久保・木戸の重臣ハ、欧米巡覧の余夢未だ始め、大久保・木戸の重臣ハ、欧米巡覧の余夢未だい。

昨非を蔽ふの口実を作るか為めの挙なりとして、冷 文を保つに過きさりしなり、 と欲せしに拘らず、徒に征台の非挙を起し、 の艱難を倍すものと偏信し、強て国論趨向を遏めん 保所謂欧化崇拝の臣僚は、単に外釁を構へて、国歩 平和を期するの主旨なりしなり、然るに岩倉・大久 主戦論者の如く風評するも、其の実際ハ反て永遠の 図るに存せり、故に征韓の議を指して、世にハ単に を定め、上下不安の念を去りて、大に国運の振興を 達するや、転た今昔の感を深からしめ、志ある者 したり、同月十七日、全国に布告あり、県地に報の に派遣するの命あり、十月に至り、交換条款を締結 同年八月、大久保利通を全権弁理大臣と為し、清国 当時の情況に就てハ、尚他日詳論することあらん、 にし、久しく其職位に安んすることを得さりしなり、 人命国帑を糜し、僅に英国使臣の調停に頼りて、名 大久保一派の所為を、冷評するの傾ありたり、畢竟 派の所論は、外国権の伸張を期し、内民心の帰嚮 故に人々、窃に廟臣か

— 991 —

故に将校列に在るもの一名もなく、兵卒のミなりき、 志を同ふするの徒は、一名も応せす蔑笑せりとぞ、 連を駆りて、其役に服せしめ、欝念を癒さしめんと 以て表論とし、党員其の他数千を募集し、転して東 謀に出たるを予知し、応せさりしと云、故に隆盛と 以て従役を促すこと切なりしも、隆盛等素より其密 野利秋・篠原國幹等に説き、征韓論の復活を飾言し、 時西郷及坂元鼎輔等は鹿兒島に来り、西郷隆盛・桐 たるハ、少年客気の徒数百名に過きさりしなり、此 西郷従道をして惣督とし、出軍せしめ、兵卒の如き の謀略にして、要路者と密議し茲に及ひたり、故に 騒然人心危殆の情勢あるか故、征討を名として不平 重立たる者ハ之に応するもの寡し、適々募りに応し ハ適々軍艦を鹿兒島に回航し、出征を勧誘せしも、 故山に帰りしより、天下の有志は疑懼を懐き、物議 久保利通・西郷従道等、西郷隆盛の一輩不平を懐き、 や、実に政府の失策にして、其因て起る所以は、大 坂元鼎輔西郷隆盛に説くに、出軍せんことを

く、参議大隈重信長官として事務を督す、此挙たる督たり、台湾事務局を正院に置き、支局を長崎に置

さむことを論したり、大山も其説を賛し、井田譲 齊彬公の遺志に基き、台湾征討を藩士一手を以て為 こと勿れ、他日必す戦頭に相見るの期あらむと、坂 策謀に陥るを恐る、今日説く処の言を記して忘るゝ を聞て、坂元を面責、罵て曰く、我輩愚なりと雖も 覚り、笑て対ふことなかりしと云ふ、桐野利秋ハ之 り、征台の兵出てしを聞き、帰て大山綱良と謀り、 久保空しく帰京す、予偶々東京よりの帰途長崎に至 せて長崎に至るに、西郷等肯んせすして発航す、大 れさるに愕き、再ひ廟議を変じ、出師を止めんと走 き、支那と葛藤を開くに至れり、大久保ハ策の行は れす、已むを得す長崎に回航、遂に渡台、戦端を開 元黙然答ふること能ハさりしとなむ、此謀策も行 除き、革新を行はんことを論せしも、西郷其奸計を 京に突出し、姦魁木戸・大久保・大隈其他三四名を (少将) より得たる地図・海図を洋学者春田雄之進を

市來四郎君自叙伝(附録)十一

して、飜訳せしめて参考に資したり、

四十八歳、明治八年乙亥、開物社事業に従事せり、二

も官を辞したり、公は日ならず帰省ありて、

勢の建議容られさりしに仍てなり、

同日参議板垣退助

之より物情紛々たりき、当時甥寺師宗徳は修学の為弾薬を結束し、今や突出せんとするの現状にして、

時

遂に十九

め、上京の途次熊本に在りて、

姉婿隈岡長道の宅に

八年十月二十七日、久光公左大臣の官を辞せらる、

漸次品質良好の品を産するに至れり、下窮貧士民の婦女を雇使し、製糸に従事せしめたり、比年製糸所を新築して、百二十人繰の器械を据へ、城此、製靴の事に依り大阪に行く、越て三月帰県せり、

同年九月、雲揚艦長井上良馨朝鮮海に航し、途中薪水 を同国江華島に取る、守兵の砲撃する所となる、我兵 文で砲台を抜き、其城を火く、我兵死傷二人、敵兵卅 五人を殺せり、十月二日之を全国に布令あり、十二月 九日、黒田清隆・井上馨を正副特命全権弁理大臣と為 し、朝鮮に赴き修好の事を議し、且江華島の事を処理 せしめら れたり、当時県地に於てハ、少壮客気の徒 は、前年の感想に駆られ、稍々動くの色ありしも、西 は、前年の感想に駆られ、稍々動くの色ありしも、西 を釣るの密謀ならんと風評して、頗る冷淡に黙過する を釣るの密謀ならんと風評して、頗る冷淡に黙過する の形勢なりき、

に做ふの覚悟なりしと、其の所志の如く、世を終ふる御江戸ハ之れ限りと、奴を振らせて立出られたるの跡に入らす、祖先光久公老して旧地に下らるゝに当り、時帰省の際心に決するに、世を終ふるまて、再ひ京門

まて再ひ京地を踏まさりしなり、

社の輩は一層激発の色を顕し、刀剣を修造し、銃器 草又陶器用金粉の製煉を為し、専ら製糸に従事したり、 関庁を襲ひ、種田・安岡を始め台兵県吏百数十人を 関庁を襲ひ、種田・安岡を始め台兵県吏百数十人を 様、起て熊本に応す、又た萩の前原一誠の党、衆を 様、起て熊本に応す、又た萩の前原一誠の党、衆を 萩に集め、乱を為さんと欲す、皆な官兵の討破する 所となりたり、此の警報県地に達するや、私学校の 一派頗る動揺せり、西郷・桐野等之を鎮むるも、少 十九歳、明治九年丙子、開物社の事業に従事し、製

て公に当時の所感を問ひたることあり、公曰く、予当年薨去に至るまて、再ひ上京なかりしなり、後年予曽

同年六月二日、東北に御巡幸あり、各地名跡・学校・桃むものあり、殆んと禁遏するを得さるの勢なりき、投資等、兵器を携へ吉野に狩す、暴発の説喋々たり、校員等、兵器を携へ吉野に狩す、暴発の説喋々たり、校員等、兵器を携へ吉野に狩す、暴発の説喋々たり、校員等、兵器を携へ声呼に済するもの多し、此の際私学の他在朝者の言動を指弾するもの多し、此の際私学の他在朝者の言動を指弾するもの多し、此の際私学の他在朝者の言動を指弾するもの多く、故意に令を犯して警吏を挑むものあり、殆んと禁遏するを得さるの勢なりき、挑むものあり、殆んと禁遏するもの多し、出の際私学の他在朝者の意味を持ている。

ルニ)、工場を巡覧あらせらる、七月二十一日還幸あらせら

同年十月二十四日、熊本神風党(一名敬神党)

蜂起

外奴の糞尿を喰へりと唱へて、之を厭ふの風なりと、外奴の糞尿を喰へりと唱へて、之を厭ふの風なりと、なが下士人に少く、各村里士に多く、中にも神職等に多しと、国学を修め、尊王攘夷を主張し、洋風をに多しと、国学を修め、尊王攘夷を主張し、洋風をに多しと、国学を修め、尊王攘夷を主張し、洋風をは多しと、国学を修め、尊王攘夷を主張し、洋風をいるには、必す手拭等を以て、天窓に被ふと云ひ、砂糖は外夷の手に成り、穢からはしと言ふ、海魚の糞尿を侵し、砲隊営を火す、司令官種田政明及ひ県鎮台を侵し、砲隊営を火す、司令官種田政明及ひ県鎮台を侵し、砲隊営を火す、司令官種田政明及ひ県

此の挙たるや、卒然に起りし故、鎮台も大に狼狽、を嫌悪すること甚しく、常に国賊視したりとなむ、を捧けんと盟約せし輩なりしと、故に鎮台及ひ県庁

馬・剣槍を修練し、攘夷の時あらは、魁て皇室に身履をはき、質朴倹素を守り、礼義廉恥を重んし、弓頭髪ハ惣髪にして、中古の風をなし、綿服を着し木

利を謀るの徒なりと伝へぬ 政府に阿媚し、善悪を区別せす、 は急進党を樹て、其の論激烈なりしとそ、俗論とは なく、口に唱へるのみなりと、故に分枝して、其一 者多く、国会も企望すと雖とも、差て力を竭すこと 薄に流れ、今様の容姿にして、或ハ代言人となりし 則ち多くは官途に就きたる輩なり、開化党ハ浮躁軽 多く、老成の人多く、政府に阿附し理財を専らとす、 又た分枝ありと、実学党は故横井平四郎か門下の人 開化党・急進党・俗論党種々ありて、其の党派中にも 近代に至り、殊に各派分立、曰く実学党・神風党 たり、熊本は従来党派多く、人気一定せさりしか、 れとも僅々百余名の少数なりし故、 長官も斬殺世られ、其の鋭鋒凌き難かりしとそ、然 唯命是れ従ひ、私 直に撃退せられ

市來四郎君自叙伝(附錄)十二

然起て、草牟田火薬庫貯蔵の弾薬を掠奪し、校員の因、明治十年一月三十一日の夜、私学校員百余名卒旧年中より動乱の兆あり、業務に就ても辛労太甚し、五十歳、明治十年丁丑、開物社の事業に従事したり、

蔵の火薬を収め去らんとせしより、延て暴発を促し 私宅に密蔵す、之を暴挙の剙とす、尓今昼夜の差別 は熊本・山口の乱源に懲り、汽船を遣して、県下貯 り、一層躁急に駆られたり、偶々本年に至り、 為し、不平を鳴らし、或は衣食の途、日々蹙まるよ の説あり、且校員にして節制なき徒は、 高照・松永助之丞等、 池上四郎等説諭して鎮めたり、当時篠原國幹・淵邊 私学校員中稍々動揺せんとせしが、漸く桐野利秋 す、惟ふに明治九年、熊本・山口の乱起るに際し、 二十二日、熊本城にて開戦せり、之を十年の戦乱と 五千余人、大口・出水の両路熊本に向て出発す、同 西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹を推し、総員約壱万 名を尋問に藉りて、二月十五日より同十八日の間に、 の指嗾に係れりと称し、 して兵器弾薬を掠奪し、白昼兵器刀剣を携帯し、日 々暴発の情況を現せり、尋て大久保利通・川路利良 漸次に人員加ハり、遂に滝の上火巧所に闖 過激の徒は陰に之を煽動せし 中原某始め数十人を捕へ、 酒会乱妨を

-995

たるなり、

兒島に遣して、西郷隆盛に面接する事を命す、 三四日の間朝より夕景に至り、日々暴行して全家を 集り暗に声援を与ふ、中にも大久保・奈良原二家ハ、 当るべからさるものあり、其際は四方より見物人も せす、怒罵悪言又は刀剣を擬して之を拒ミ、其兇威 ひ、竹木幹又ハ刀剣・斧鋤を携へ、白昼各家に闖入 にして、多くハ老年者を多しとす、皆下男下女を率 したり、其破却者ハ出軍者家族の幼男及其母・妻等 京に在官し、少しく名あるものゝ家屋は、悉く破却 川路利良の宅(西田村鷹匠馬場に在り)其他、 遅れたるを察し、遽に艦を回して去る、時に大山ハ、 より艦側に迫り、喧囂威迫を示す、川村等事の已に 時に私学校員中過激の輩ハ、兵器・刀剣を携て小艇 のことを詰り、西郷と与に鎮撫に従ふことを伝ふ、 政府ハ川村純義(海軍大輔)・林友幸(内務少輔)を鹿 粉韲するに至れり、人心の憤興想像の外にありき、 して破却せしなり、警吏出て制するも、頑として屈 日鹿兒島に至り、大山綱良を艦中に招き、弾薬掠奪 (史伝) 明治十年二月六日、県地の警報京都に至る、 当時東 同九

大事を破りしを憾みたりとなむ、吐て駚行するを見て、相互の情意を通するを得す、之を諾し、奔て卓頭に至りしに、川村等の乗艦烟を野・村田をして代て面接せしめんことを勧め、両人川村の意を領して私学校に至り、西郷に伝説し、桐

(新照院通川端に在り)・ 奈良 原繁 (高麗町中洲に在り)・

同年三月二十一日、十久麿(精之介幼名)生る、明治十亘り、頗る荼毒を極む、

の軍を発せらる、同二十五日西郷・桐野・篠原の官同年二月十九日、熾仁親王を征討総督に拝し、征討

年に生れたるか故に十の字を用ひたり、

きを得たり、蓋し西郷等暴発の際は、大久保利通・川地方に向て護送せり、同時に知人陸軍大尉池田道輝・口地方に向て護送せり、同時に知人陸軍大尉池田道輝・四地方に向て護送せり、同時に知人陸軍大尉池田道輝・小らさるものと覚悟し、家族に向ひ、訣別の情を叙べからさるものと覚悟し、家族に向ひ、決別の情を叙べからさるものと覚悟し、家族に向ひ、決別の情を叙べがらさるものと覚悟し、家族に向ひ、決別の情を叙べがらさるものと覚悟し、家族に向ひ、決別の情を叙べれらさるものと覚悟し、家族に向ひ、決別の情を叙べれらさい。

此事ありしより、予ハ有馬・徳尾両家族の悲恨を慰め、 従するを望むにあらす、各々自ら処決すべしと論せし 若かさらん、然れとも目下の情況、 徐々に時事の経過を顧み、名分大義の帰する処に依り を有するにあらされば、軽々しく動くべきにあらず、 今回の挙に対して、是非曲直の論談を開く、予ハ今回 るはなし、 の意見異同あるに拘らす、世人西郷等に同情を表せさ 日夜の痛心焦思言語に絶せり、老母君・徳尾老父母・ 家計の保助又有馬・徳尾等の安否救護を顧慮する等、 に、各々も其意見に傾同して、 意嶋津家の下に立て、進退去就を両旧君と同ふするに 久光・忠義両公の在せらるゝあり、今日の場合は、 て、進退するに若くことなからん、特に県下にハ旧君 く西郷・大久保等の私怨私隙に出つるものなれば、 の挙は、事実私学校員の唱ふか如くなりとするも、 意を表せんとするの傾向あり、 れに対しても、同情を表することを得す、且身其職分 般の風潮に迷ハさりしなり、 親戚の某々等も、 自然其風潮に誘はれ、 他の勧誘に応せす、又 一日予か宅に会して、 予一己の意見に強 全 何 同

路利良等の姦謀に因由するの宣言なりしを以て、

平生

員に善からす、或は私隙の為め、指目せられたる者あたり、其他重富・帖佐の士族輩に至ても、平生私学校山文平は、高島鞆之助の従弟なり、為めに嫌疑を受けひ家に在り、為めに校員の嫉視を受けたるなり、又春私学校員と相容れす、時偶々肺病を患ふ、帰省病を養私学校員と相容れす、時偶々肺病を患ふ、帰省病を養心で、廣親及甥隈岡長道の親友なり、平生理義に通し、然之を拒斥したりとなむ、又池田道輝は、予の知人に

と勧誘せしも、有馬断平として之に応せす、平生の持於て、或日有馬の宅へ戸長某来り、切に同意を求めん為めに漸次威迫して、同意を強ふるに至りたり、玆に

せしも大義名分を唱へ、西郷等の非挙を鳴らして、断れりとそ、又徳尾兄弟へは、隣壁の者偶々来りて勧誘論を吐き、其無謀を指摘せしに、戸長遂に言屈して去

とも敗戦の報頻りに至り、人心頓に拒む、茲に於て 下女下男に至る迄主人を励ますの情況にして、随従 ず、親は子を促かし、婦は夫を勧め、弟妹交々誘ひ、 き官軍に縁故あるより、嫉視せられたる者と同く、 を拒斥して、応せさりしを以て、池田・春山等の如 を忠告せしなり、故に偶々勧誘せらるゝも、断然之 挙に服せす、往々知人の来りて、意見進退を聞くも 県庁員を威迫し、強誘兵員を募るに至る、遂に県庁 ざるの聞あり、稍々人気を沮喪せり、為めに援助の 二月下旬より三月上旬に亘り、熊本附近の戦況振は を請ふ者十の三四ハ、拒斥せらるゝの勢なりしが、 般雷同附和し、老幼婦女に至る迄、狂顚制すべから 幼弱を誘ひ、或は強圧丁壮を募りしが、日を追て一 因、当初は党員の重なる者、部下をして或ハ甘言、 のあれば、条理を明示して、其方向を愆ることなき に至れり、宗十郎・徳尾兄弟は、当初より校員の軽 の命と唱へ、戸長警吏をして、各人に就き勧募する 人員を強募し、其急に応せんとするに及べり、 然れ

> 蹙まるに至れり、 なり、故に四五月以降に至ては、人心解体勢威日

る、本日勅使鹿兒島に至り、両公奉命書を上らる、鹿兒島に遣し、久光・忠義の両公に鎮撫の旨を諭さ(史伝)仝年三月八日、柳原前光を以て勅使と為し、賢言をに召すり

へり、しより、庁下の人心稍々鎮静し、校員益々勢力を失いとを為せしものならんと評しぬ、勅使下向に及ひ

今や軍陣に臨むに至り、心中一片の敬意を表して、たるのミなりしと云ふ、畢竟平生疎隔しありしも、

扼し、官兵を悩すとと二旬、勢威太た盛にして、官々克復せられ、賊の軍勢大に沮む、賊田原坂の険を仝年三月二十日、官軍田康坂を披く、之より各地日

私学校員に対して異志ありとして、暴行を加へたる

此

池田日く、

するの辞なし 徳尾遺族の悲歎哀傷譬ふるにものなし、予も又之を記 横真に悪むべし、月末に至り此報伝ハるや、 賊遂に其屈すべからさるを怒り、之を殺害せり、其暴 殺さハ速に殺すべしと、一同も声に応して叱罵せり、 白刃を擬して屈従を強ふ、徳尾大声を発して、 む、夜に入り、一行十余人を大口郷の某地に引出し、 ます、池田等正論を固持して屈せす、邊見深く之を喞 日く、此期に及んで、未練の行為を為すものあらんや、 陳へ、協力を求むること切なり、重富・帖佐の輩中数 余人大口に至りしに、私学校員陽に慰藉して、 たる者あり、故に或日邊見十郎太来りて、 人は、危害の及はんことを惧れて、請に応して出軍し 仝年四月四日実弟有馬・徳尾、 十四日・十五日官軍熊本に連絡す、賊気益々衰へぬ、 兵屢々破らる、玆に至て攻守大に勢を異にせり、四月 小倉・池田・春山等十 強誘して止 母君始め 叱して 軍情を

> 極なり、 せり、其記事有馬等遭難の実況を知るに足るを以て、 (後華頂宮家令) に嘱して、丁丑乱概なる一書を編纂 左に乱後県知事岩村通俊より、 児玉源之丞

請暇帰県す、邊見・別府等異志ありとし、及春山文 兵の用に充つ、先きに陸軍大尉池田道輝、疾を以て 管内各地に派遣し、陽に以て非常を警備し、 を納れしむ、時に警部二百人余、巡査千五六百人、 を選ハす県内に諭し、分に応じ多寡を論せす、 四万円を集めて賊軍に送致し、又警察費とし、 の証券を出さしめ、之を富商四十五名に配付し、金 養田長僖及鎌田政直承恵・撫育の両社に諭し、六万円 邊見等屢鹿兒島に返り、県官に逼り、第六課四等属 常秋官賊の間に介し、 左に抜萃す、 左支右牾苦慮尤甚し、 其実募 別府 金円

を以て、 極弥々暴威に募り、横虐を逞ふし、余憤を移して、 の正義無辜の人士を害ふに至りしハ、実に痛恨の 此際校党は熊本地方に連敗し、日に勢威蹙まる 邊見十郎太・別府晋介等の魁首は、 煩念の

購ふへし、否されは則生理なしと、且諭し、且脅す、 見池田に謂て曰く、事此に至る宜く従軍尽力其罪を 通するとし、拘し去て大口に至り、之を詰問し、 平・有馬壮十郎・徳永喜八・徳尾政高其弟小倉友整 其他重富・帖佐の士族凡十二名、皆密に意を官軍に 我今非役たりと難、仍ほ大尉の官銜を忝

稍常秋に連り、常秋も亦賊の詰責を受くと云ふ(常因て其宿営を問ふて相晤す、邊見等之を詰る、答辞等に従ふ能ハす、邊見ぶて刀を撫し、将に之を斬らんとふを得んや、邊見然て刀を撫し、将に之を斬らんとふす、悪そ子等の非儀にして、而勝算なきの師に従ふす、悪そ子等の非儀にして、而勝算なきの師に従

秋とは、

時の県庁大書記官田畑常秋なり)

中一月二日に至り、乱平て帰家す、 十一月二日に至り、乱平て帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す。 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、 十一月二日に至り、乱平で帰家す、

は横山村学校を以てす、士日夜に警護す、予等父子も其員に加ハれり、

屯所

々要路に回説して、西郷を始め重立者の他意なく過れりの発因に仍り、終に擾乱を来し、生民を荼毒するの惨況を見るに忍られす、珍彦・忠欽両君に家令の世の元の動答を上り、且休戦の命を下し、徐ろにりて前日の勅答を上り、且休戦の命を下し、徐ろにない。全年四月二十三日、久光・忠義両公ハ、私怨(史伝)仝年四月二十三日、久光・忠義両公ハ、私怨

も空しく鹿兒島に帰られたり、志ある者は両公の意久保利通ハ堅く之を拒ミ終に容る処とならす、両君に、木戸孝允を始め往々耳を傾くる者ありしも、大士を戕殺し、国家の元気を喪亡するの不可を論せしを明にし、今日の場合徒に内乱の為め、少壮有為の激少壮輩の擁する処となり、遂に乱隙を醸せし事実

族僅々の家什の外、挙て兵燹に罹れり、予は財産を失之園辺焼亡す、予宅及ひ寺師家宅倶に焼燹す、一家類仝年五月七日(或は八日とも云ふ)、 官兵の放火にて上

幾千万の財帑を懸したるを痛惜せさるはなかりき、思行ハれす、為めに国家の為め数千の壮士を戕ひ、

旧御仮屋(現今戸長役場)に避難あらせらる、随従の

忠義公は櫻島横山村の士族某家、久光公は同村

る者なり)の日記、其冊数八十冊、天気の晴雨・寒暖・ 治九年十二月迄、 殆んど四十余年間(毎日怠らす記した 波平安行の短刀等なり、書籍は予か二十歳正月より明 巻・同屏風一双并に兼光の刀・景光の短刀・國吉の刀 我家に重要の品は、 入れて新上橋開物社本店に貯蔵せしに、之れ又焼亡す、 居たり、又家什の内を分て、永吉村製糸所に貯蔵す、 田の周太郎なる者の宅に避け、後櫻島予か在地に避け 神先祖及日用着物をのみ、家族の携て、谷山中村字塚 月廿五日放火の為に悉皆焼亡し、一品の残りなし、氏 家具一切焼亡す、衣服・什器の類にして、田上村別荘 坪)隠居家一軒(廿坪余総瓦)氏神社 一軒(一坪)門一 是も同時に焼亡す、又有馬一家の家具も、長持二ツに 大長持三個に納めたり、刀剣・掛物・画軸の類なり、 ケ所・厩一軒(十坪余茅屋)等なり、衣服・什器類の外、 (本家十二坪・廐五坪・作小屋三坪) に搬出貯蔵せしを、六 当時予は櫻島横山村又は洗ひ出しの民家に避け 鄭成功の筆跡一軸・頼襄の大軸

> ひ、土穴中に納めありし故なり、 火災を免れたるは、何よりの幸なり、之れ火災を気遣 中なりしか為め、田上村の別荘へ貯蔵したる者のみ、 重要なる事実を集めたる者にして、偶々其部冊中校正 外の六部に分ちたり、旧記は我藩祖忠久公より以来の 者なり、編を分て武備・経済・刑律・雑編・ は、予か廿三才の春より起稿し、三百余冊に及ひたる となく記したる者なりき、 濱に於て英国と戦争の実蹟、其外人情の変遷等漏すこ にて尽力の始末、国中の事実、天下の形勢、 事実、或は文久末年より元治の初年、三四ケ年間鋳銭 歌・文章等、特に予か順聖公の特命を奉したる種々の 世の変遷・諸布令・諸説・米価・有名者死亡の年月日・ に総宰たりし時代、日々の製造高、或ハ維新前後本藩 又石室秘稿と名けたる巻帙 旧説 或ハ前 詩

葺修繕を為してより僅に 三年を過きす、 蔵一軒 (十五

つべし、其詳細を計るに、予の本宅凡八十坪余、惣瓦

、る金額凡二万八千余円に及へり、実に無残の極と謂

一炬に付したり、為めに自家を始め、親戚旧故の家下甲突川を限りて防備を設け、川以外の民家ハ挙て兵之を禦く、之より交戦数旬に亘れり、官兵は旧城を厳にす、五月五日、賊徒兵を還して之を撃つ、官人を率ひ、鹿兒島に入り、兵を各地に配布して防備因、仝年四月二十七日、官軍軍艦三艘に、巡査一千

宅皆な焼亡し、家具・什器悉く蘯尽したり、六月二

十六日、賊敗れて日州口に退却せり、

せしも、中比に至り、県官中私情の為め阻害を企つる 元来県下物産興起の為め、県令大山綱良と謀り、開設 良付近に闘戦し、開物社本・支局とも焼亡せり、 仝年六月廿五日、出水口の官軍鹿兒島に進ミ、賊と原

事業として経営する所あり、百方苦慮計画し、有馬・ ものあり、止むなく県庁の容喙を絶ち、尓来一私家の

して製糸又は分析・製革等の事に従ひ、稍く自立の基 徳尾又ハ廣親・寺師皆自弁、以て事業を保掖し、主と

殆んと赤身無一物となるに至れり、 罹り、挙て烏有に帰するに至れり、是に於て一家類族 を為さんとするに当り、此事変に遭遇し、一朝災厄に

の左の如し 開物社焼亡損害、後日調査の上、県庁に具申せしも

軟所二軒(一軒十敷二十五間・一軒七敷十間)・搾油器 蔵三軒 (一軒二十坪・一軒三十坪・一軒十五坪)・皮柔 焼亡家数凡十二軒・蔵三ケ所、内訳役所(百二十坪)・

共に焼失す、靴製作所一ケ所(三十五坪)・製煉所一 械所(三十坪英国製ワートルプレス)を設けたり、器械

> 十坪)・雑物貯蔵所(十坪)・厩(八坪)・番人小屋二 ケ所(三十坪)・鍛冶所一ケ所(拾坪)・炭蔵一ケ所(三

ケ所 (毎十二坪)

牛馬皮三千百枚 桑木三万四千本 阿仙薬二千斤 林 櫟 軟製牛馬皮二千余枚 皮 三千余 木五十

製靴三百足

皮サキ器械一

本

一ミシン器械二座

製糸所一ケ所(六敷三十五間)・製糸器械四十八座 永吉村製糸所の焼亡家屋及ひ物品の損害左の如し、

米搗器械一ケ所(八敷五間半)・番人小屋一軒・役所

米搗臼(三十六個)・製油(ラッチーマシーネ)二座 洋式水車一ケ所 (五馬力)・製油所一ケ所 (八敷六間)・

製糸女教師住居小屋一ケ所・屋敷一町二反・池一ケ 所(三畝歩)・ 板蔵 二 ケ所(一ヶ所四敷三間・一ヶ所八

敷五間)・水溜一ケ所(一坪半)、輸出向生糸八百四

斤余・繭五十八石三斗余・屑糸百斤余・細布六反 十余斤(当時の相場百斤六百二十円内外)・熨斗糸二百

石・粟三石・糠三拾石余・桑三万五千本余・梨木百 種子油千二百七十余斤・菜種百五拾壱石・米三拾八 敢死の兵にして、一騎当千勇猛の輩なるか故、

りに戦破れ、勢蹙るより一度鹿兒島に帰り、屍を故

野・村田等の一列、

岩崎谷に戦殁したり、

ミ、昼夜攻撃す、同月十五日総攻撃あり、[二十四8]

先きに連西郷・桐

より漸次官兵も海陸集来して、賊を城山の一隅に囲

防守の方法なく、賊軍も纔に五百名に足らさりしと三百名許り、五月以来各所の胸壁悉く毀ちたる故に、艦ハ龍驤・第二丁卯の二艦碇泊せしのミ、其兵数漸く散在し、鹿兒島に在りしは僅々二百名に上らす、軍私学校跡に屯営したるのみ、其他巡査五百名各所に私学校跡に屯営したるのみ、其他巡査五百名各所に及、同年九月一日、賊軍鹿兒島に再襲す、事突然急

騎射場郭内に在り)に置き、 兵は米倉趾に屯せり、之 上陸し、鹿兒島に進撃し、 本営を荒田村の洋館 に、川村(純義)搭して、四日夕方、谷山脇田村より ひて、先つ軍艦を鹿兒島湾に回したり、第一春日艦 日に及へり、日向に在りし官軍は、賊軍の再襲を聞 の防守にして、官軍は必死の形勢なり、一日より四 は大砲を挽き揚け、目下に砲撃す、僅かに板壁一 郭内へ引取り、防守せり、賊は日夜攻撃、 許なし、予も親しく目撃せり、一戦の後直に米蔵の 外郭の各所米俵以て、俄に胸壁を築き、其狼狽云ふ 台兵・巡査・海兵等凡七百余名に過きざりしとぞ、 大佐)・伊東祐麿(海軍少将)・綿貫小警視を初め、 暁に聞知し、 米倉に拠らんと決し、 仁禮景範 (海軍 時の情況混乱限なかりし、蓋し襲来の説九月一日の て一撃の下に撃破せられ、旧米倉に引き籠れり、当 官兵は一戦もなさゝる新兵なれは、 旧吉野橋辺に於 旧城山に

む処となり、終に岩崎谷の土窟中に斃る、人生の栄 を奪ひ、城山に拠りしも僅に数日にして、官軍の囲万苦を経て鹿兒島に帰り、擾乱に乗して兵器・糧食 山に埋めんと決心し、官軍の隙を窺ひ、険を踰

を還されしなり、 向の一隅に拠り、形勢既に定まるを以て、此日車駕 五月以降諸道官軍並進み、賊遂に鹿兒島を去り、日 (史伝) 仝年七月三十日、天皇海路東京に還幸あり、

枯盛衰墓なきはなし、

輯せしめらる、 仝年十二月十九日、修史館に命して西南戦争史を編

同国公使我国に至るの始なり、 仝年十二月二十八日、清国公使何如璋等至る、 是れ

り 仝年十月五日、廣親汽船赤龍丸により上京す、越て十 年五月帰県す、宗道君及ひ宗徳ハ、在東京なれはな

市來四郎君自叙伝 (附録) 十三

空を告く、一家類族の救護経営に遑なし、六月に至り 五十一歳、 明治十一年戊寅、 戦後の廃残を受け、家産

櫻島にありて警衛の列にありしに由れり、当時私学校

額は、一般の損害に比すれハ、二十分の一にも及ハす、 なり、然れとも損害の百分一にも足らす、又賑恤金の 茲に至り賑恤金を賜ふ、家屋の広狭に依りて差あり、 収集し、僅かに之を整理したり、又罹災士民救恤の事 寺師家八十円、予か家百円なり、百円は一般の最高額 に就て、屢々県知事岩村通俊に申禀要請する処あり、 田上村別荘地の審内にありて、焼け残りたる書冊等を

千円に余れるに、僅々百円を以て償ハれたり、家族 もの夥多にして、其惨状目も当られす、名状すへきな 迫す、加之父子兄弟一家挙て戦亡し、家族道途に迷ふ 予か一己の分も、家屋建具を代価に計るに、二万五千 し、之れに比すれハ、予父子遭難の厄に罹らす、生命 する禄券を余すのミ、戦後鹿兒島の困窮日々月々に切 同衣類一枚を身に纒ふのミにて、僅に百五十余石に対 家財・書籍・刀剣・掛物等を代価にして、殆んと七八 四五百円に下らす、田上村別荘の家屋も五百円許、又

量輔・

山口某外二人なりとそ、有馬及ひ徳尾兄弟の霊

前に供したる詠歌数首を掲く、

父子断然附従せしを以て、不慮の厄難を免れたり、実 旧誼に憑りて、旧君公の進退に従ふに若かすと決心し、 の人心雷同附和せしも、予ハ屹然動かず、七百年来の 春弾薬掠奪よりして、肥後地に向つて出軍の際、一般 す、大義を守り名分を過らす、中立したるにあり、昨 我々に至る迄嫉まるゝこと実に甚し、畢竟雷同附和せ

地方に出張し、知人に頼りて其所在を探索し、 乱後親族有川五左衛門埋屍捜索の為め、大口郷遭難の 収め帰りて、鹿兒島松原町南林寺の旧塋に改葬せり、 感せられ、悲憤限りなかりし、同時比に遺骸を改葬せ を収め帰りしなり、過去のことなれとも、今更の如く 僕松本三次郎、徳尾よりハ僕武万四郎を遣して、遺骸 り、本月初旬廣親・有馬の長男要之助(歳十二) 口郷平泉村字六ケ所なるととを知り、記標を留め帰れ 仝年三月二十一日、有馬(実名純潔)徳尾兄弟の遺骸を 池田道輝・徳永喜八・春山文平・重富郷人別府 稍く大

徳尾兄弟に手向ける

員の久光・忠義両公を忌むの甚しきよりして、附従の

動きなき君かいさほは万世の

玉としもおもひし君かなきからに とはすかたりの悲しかりける

道のしほりとなりにけるかな

追善

身をすてゝ道をみちとも践む人は

くにの宝と仰かさらめや

悲歎

に其際の困難ハ夢幻の如し、

思ひともかひやなからんすべもなし とりかへされぬ世こそ悲しき

懐旧

千万の人の鑑となりにけり

人、大久保利通の参内を、東京麹町区紀尾井町に要 明治十一年五月十四日、石川県人島田一郎等六

君かみさほのたくひなきかな

因

して、之を殺せり、其報県地に達す、県人男女老幼

飯を炊きて報復の意を叙ふるものありたり、人心の 昨春以降父子兄弟中戦殁者ある家に於ては、 皆快哉を唱へ、途上相遇ふ人毎に先つ互に慶祝し、 往々赤

大久保等を悪む事甚しかりしを知るべし、

たり、日々凡一千函を製造したり、県地に於て発燭奴試み、漸次大製造に着手し、十一月十一日より発売し女子をして、活路に就かしむる為め、発燭奴の製造を好なり、七月頃より一ハ生業とし、一ハ県下無職の婦門なり、七月頃より一ハ生業とし、一ハ県下無職の婦門なり、大人費凡三百円許り、製造器械の入費凡五百同年三月、旧船手跡宅地に隣り、新に発燭奴製造所を同年三月、旧船手跡宅地に隣り、新に発燭奴製造所を

なりき

々たり、県地の民情を察するに足るなり、利秋等城山を脱し、西比利亜地方に在りとの巷説喧因、仝年九・十月の比に至り、民間西郷隆盛・桐野

製造の創始とす、

を一炬に付するに忍ひす、県属松元良蔵等に請ふて、を一炬に付するに忍ひす、県属松元良蔵等に請ふて、と遠憾に堪へす、手から書類を捜索し、御筆入と記した、此際予偶々其場に至る、貴重の書類を焼燬するを見て、に在る旧藩の書庫に貯蔵の書類を、焼捨るの挙あり、に在る旧藩の書庫に貯蔵の書類を、焼捨るの挙あり、に在る旧藩の書庫に貯蔵の書類を、焼捨るの挙あり、に在る旧藩の書庫に貯蔵の書類を規令と記した。

家に納む、書ハ齊彬公造士館設立に関する訓示の草稿幸に兵火を免れたるを以て、即ち保存の為め、旧君の一通ハ大山と分ちたるものなり、尔来之を珍蔵せしに、其一箱を貰ひ、其中にあるを一通ハ予、一通ハ松元、

かれ、家財書籍も多くハ灰燼となり、鎮定の後旧南林の兵燹に罹り、上ノ園の居宅又は田上村の別荘をも焼遷し、或ハ多太彦、稲比古か学務所を新築す、一昨年の、家宅の価金参百四拾円にして、廣親か部屋を引百六十五番地に求む、竹山正右衛門なるものゝ居宅な仝年三月日(未群)、居宅を新屋敷通町(旧船手趾)五仝年三月日(未群)、居宅を新屋敷通町(旧船手趾)五

故父宗十郎の横死後、幼年の純彦・長彦(二男後母方折中旬近地菊地某の宅を、二百十円に買収して転居せり、南林寺の別院の跡にして、周囲墳墓地なり、故に八月原し、家宅・地所買収代金及ひ家具一切の購入代金を合金一切、器物も悉く新に購求し、実に新世帯と謂ふへか、漸くにして新居を求めて移転したり、故に日用鍋か、漸くにして新居を求めて移転したり、故に日用鍋

田家兄弟三人、私学校員に加盟し、 肥薩の間に戦死し、家綵

寺寺中有馬純彦か宅に、寺師家の家族と倶に混居せし

後明治二十三年東京に居住し、麻布区一本松町に寓居を明治二十三年東京に居住し、麻布区一本松町に寓居の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、の清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を大いの清流を前面南方に帯ふるを以て、隠名を友水と号す、

城下に於て、鎮台兵乱酔して巡査と大喧嘩を為し、本年一月一日雪降る、寒威比年より強し、仝二日旧此時にあり、我居地を新屋敷通町と唱へたり、或は新に町名を設けられたり、一般町名を付するは或は新に町名を設けられたり、一般町名を付するは

二三時間騒擾を極む、町中半鐘等を鳴らして、比隣

五千二百五十一ケ寺なり、

す、仍て又孤松と称す

因、明治九年、郡区を改革し、

郡長を置かれたり、

たり、

追々来援、四五十名に及ひ、一時県下の話柄となれを戒む、其情況出火の如し、鎮台兵百余名、巡査も

ŋ

郷の厚地某等連署の請願書を、県令の手を経て提出しまい。 (史伝)明治十二年四月四日、琉球藩を廃し、沖縄県下に於ては上村精之介・後醍院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醍院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醍院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醍院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣親、谷山県下に於ては上村精之介・後醒院良望及ひ廣報、日本の手を経て提出し

千三百六十三万三千二百六十人、仝寺院の現数七万布あり、家数七百三十三万四千〇三軒、人口男女三布あり、日を追ふて低落の形況なり、因を追ふて低落の形況なり、因を追ふて低落の形況なり、因の現立に対して、一石代七円五六十銭

るも政府の救護至らず、生路の途殆んと絶ゆ、志ある 族の困弊名状し難く、往々途上に食を乞ふに至る、 集院周助・永吉實の三人発足上京せり、十年戦乱後士 仝年十一月七日、高地所受領請願惣代木藤角大夫・伊

同ふせす、然るに故大山綱良県令の時、一般禄制に做 鹿兒島士族の旧所領地制は、他藩の給地制とは其規を 者は百方之か救済の策を講するも考案なし、予ハ元来 率なるに眩惑して、顧みる者なかりき、依て来歴制規 ひ、金禄公債下付の処分に依れるは、不当なる理由を 隔日集会して、請願の事項を議し、県令及政府へ稟申 しも、一般の人心ハ他藩の債利に依らす、特に一割利 認むるを以て、当時大山にも其分解を論せしことあり の上京を為すに至れり、 し、其処分を請ひ、尚中央政府に請願する為め、惣代 惣代を依頼せられたり、仍て易居町霧島神社事務所へ、 郎・木藤角大夫・伊集院周助・永吉實の数氏と、請願 次同意を表する者あり、予及ひ山田宗一郎・土師庄十 の異同を弁明し、地所々有権の回復を主唱せしに、漸

したり、

り、此日射弓の祝を催す、尋て病に罹り危く、 全を得たり、 漸く快

地は十年の戦後瘡痍全く癒へす士族の困弊其極に達 至れり、従て物価高直、人民の困難甚しく、特に県 ふには、紙幣壱円七拾銭乃至八十銭内外を要するに 困したり、米価玄米一石拾壱円四拾七八銭内外に騰 因、全国紙幣の下落に伴ひ金融壅塞し、貴賤頗る窮 貴したり、紙幣と現貨の差は、紙幣を以て現貨を買

東京より帰着せり、昨年上京後惣代等は、県地出身者 は文政年度時の国老、調所笑左衛門藩の財政窮迫に際 て面談する処あり、十数日にして結了したり、其鑒証 名来着あり、県庁其他に就き監査せり、予等惣代も出 月二十日、大蔵大書記官市川正寧、属官青木咸一外四 官吏を派出して、実地情由を探究する事を達せり、三 申稟せしを以て、政府も全く之を拒斥すること能はす、 の援助を求め、或ハ大蔵当局者を説き、願意の理由を 仝年二月十四日、所有地権回復請願惣代木藤外二人、 収斂の制度を施行し、 旧制を更革すること多し、

を生む、直熊と命名す、後廣影と改む、始ての男孫な

五十四歳、

明治十四年辛巳一月十二日、

廣親の妻男子

此時藩令を下し、藩士の所領制を更めて、附与制とな

るに及べり、

より、

齊彬公御事蹟の編纂に従事したり、又小松帯刀の遺族

同家系譜取調上申を作らんことを依嘱せらる、

祖先禰占丹波枦樹並杉栽培等の件なり、

府は、 あり、 於ける権柄に屈従したる結果、鹿兒島所領高の制を破 時日を経過し、何時となく団約解け、終に消滅に帰す を容れす、政府は又県地出身者に頼りて、慰諭する処 予再三意見を申べ、処決せんことを促かすも、多数之 見に差同あり、徒らに歳月を空過して、其要領を得す、 択する事を為さざりしなり、其後屢々請願する処あり に出てたる文化年度の藩令を援て、終に此の請願を採 り、他藩制の給与高と同一の制に改めたり、然るに政 請願を却下するに及べり、畢竟当時君主専制の治下に しも、県令渡邊千秋ハ違依して決せす、総代中交々意 し、君命を以て与奪する旨を伝へたる藩令を証拠とし、 断然其団結を辞して、其関係を絶てり、尓来荏苒 事遂に収拾すべからざるを覚りたり、茲に於て予 請願人中空想に安んして、往々約を脱する者あ 元来制度の特異なる素因を確めす、一時の権謀

か、疾病数月に亘り、終に此の訃音を聞き、皆悼惜逝去せらる、君生来聡慧、人々他日の成器を望ミし因、同年二月十一日、久光公嗣子悦之介(第五子)君

せさるはなし

先島諸島とを交換し、支那と調停するの説を伝へた帰朝、琉球事件の葛藤起れるに因る、之より琉球と(史伝)明治十四年二月十九日、支那全権公使宍戸璣

ŋ

嫁す、偶々廣親沖縄県に奉職す、田中も同時仝県に奉同年八月日(未詳)、長女ツヨを富山県人田中清三郎に

四年を過せしも、前年来稍く筆研を事とするに及ひ、西年を過せしも、前年来稍く筆研を事とするに及ひ、発力の時事評論の雑誌に、名廣愛と改む)九月渡海す、出年より一切志を世事に、名廣愛と改む)九月渡海す、

因、明治十五年一月九日、県地雪る地上一寸計積れ着したり、田中清三郎・於つよ并稲彦琉球より帰同年一月三日、田中清三郎・於つよ并稲彦琉球より帰

发式とfi.c、 建色素医fi.i.f 引見な頂疔にりつよす又本県医学校並病院を旧厩跡に創建す、一月卅日落り、当時米価一石五円内外なり、衆民困窮す、

ス本県優学校立規修な旧属協に食養す 一月州日常 次本県優学校立規修各宗競で布教を為す、殊に真宗最なり、十年戦乱後各宗競で布教を為す、殊に真宗最 に至る迄惑溺し、後にハ郷党比隣相強請し、帰宗母 に至る迄惑溺し、後にハ郷党比隣相強請し、帰宗母 でるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、殆んと親族夫婦の縁を絶つの現状を呈さるものハ、治のと親族大婦の縁を絶つの現状を呈さるものの、

畢竟費金の乏しきハ、兵火後一般困窮せるか故なり、
本り、宮殿の費凡七千円、余島津家よりの出費なり、なり、宮殿の費凡七千円、余島津家よりの出費なり、
なりしを、竪山八郎・山内賢介等主任となり、県内なりしを、竪山八郎・山内賢介等主任となり、県内なりしを、竪山八郎・山内賢介等主任となり、県内は民に募金し、五千余円に及ひ、神殿のミ建築せした民に募金し、五千余円に及ひ、神殿のミ建築せしたり、宮殿の費凡七千円、余島津家よりの出費なり、

市來四郎君自叙伝 (附錄) 十四

は、分ての御趣意なりとも伝へらる、尓今昼夜余事をは、分ての御趣意なりといい。

五十六歳、明治十六年癸未、本年は専ら島津家嘱託の

顧ミす従事したり、

家記編集に従事せり、

二十八日安着す、前八月田中東京に出て、大蔵省に奉同年、一月二十一日、廣寶及ひ於ツョ東京へ発船、同

導団に入学す、職す、依てツヨ上京、廣寶は二月二十四日より陸軍教

因、本年琉球館跡に造演館を創建し、文武を講修す、因、本年琉球館跡に造演館を創建し、文武を諸の副地に、済寧館を設けられたり、東京にてハ赤坂離宮の副地に、済寧館を設けられたり、東京にてハ赤坂離宮の副地に、済寧館を設けられたり、又華族会館中にも設地に、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、何等の廟りしに、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、何等の廟りしに、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、何等の廟りしに、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、何等の廟りしに、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、一等の廟別に、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、一

五十七歳、

明治十七年甲申、本年中専ら御家記編集に

正式 A、 本年二月七日より八日に至り、東京大雪、地上三尺 本年二月七日より八日に至り、七月廿日頃に至り益々 大十年来の大雪なりと伝ふ、県地に於てハ六月二十 六十年来の大雪なりと伝ふ、県地に於てハ六月二十 大十年来の大雪なりと伝ふ、県地に於てハ六月二十 本年二月七日より八日に至り、東京大雪、地上三尺

以来の惨状とす、

本年兌換制の励行あり、一般経済上の情況非常に困

に苦み、公売処分になりしもの許多あり、之を維新前代未聞、全国一般のことなりとぞ、県地総て租納内外、上白米一升代五銭二厘内外なり、旧臘ハ一石内外、上白米一升代五銭二厘内外なり、旧臘ハ一石大四円二三拾銭内外、諸郷にては参円四五拾銭内外、本年二月中旬、県地米価玄米一石代四円八拾銭従事せり、

十月を期して設立云々との旨趣、宗徳より通報あり、告す、設立請願書は、去年十二月太政官へ呈し、本年東京通信社主藤田一郎、首唱の土地抵当銀行設立を広

利を得たりとぞ、

一人の見料一銭、小児は五厘、大る処ありしか、遂に組織を更て銀行と為したるなり、切、明治十七年二月二十四日、鹿兒島雪る、地上一因、明治十七年二月二十四日、鹿兒島雪る、地上一大のありしか、遂に組織を更て銀行と為したるなり、地虎太郎等と図り、勧農義社を設立し、全国に広告するのなりと云ふ、一人の見料一銭、小児は五厘、大利を得たりとぞ、

因、昨年来全国金融壅塞、上下困弊を極む、減租請毎勤し、写字生数人を雇用し、孜々編録に従事す、拝承の旨を上申し、種々訓示を賜ふ、之より編輯所に

間々之れか為め醜体を極むるものあり、又当春濱離

宮に於て、天覧在せられたるより、一般の嗜好風を

者続々たり、建言書の写は熊本人末岡武足か送れる者参く、地租改正条例に則り、本年より百分の一に至れり、板垣退介其他連名、減租の建言を奉る、に至れり、板垣退介其他連名、減租の建言を奉る、地租改正又は減租云々の詔に則り、立論したり、本地租改正又は減租云々の詔に則り、本にしたり、本郷各県に起り、三月比に至り、本県も又之を主唱す願各県に起り、三月比に至り、本県も又之を主唱す願各県に起り、三月比に至り、本県も又之を主唱す

角力大に流行し、顕要の官吏之に耽溺する者多く、政府も頗る困却せりと云ふ、之に反して東京ハ現今を別を極む、鹿兒島のミならず、各郷納租の督促酷しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、心神が、過日三十六に流離するもの多し、山川郷の如きは、過日三十六に流離するもの多し、山川郷の如きは、過日三十六に流離するもの多し、山川郷の如きは、過日三十六に流離するもの多し、山川郷の如きは、過日三十六

本県各郷に公売処分よりして、生計立ち難く、各所

者なり、

及はす、況や其事浮華淫靡聞くに堪へさるをやとの 士の踊とハ何事ぞ、古ハ兎もあれ、今は調練の道も 唱せり、 られしとなむ、斯る上下困難の世に、遊戯三昧は全 其事を以て公の尊霊喜ひ玉はさるへしと、 事よりして、御相続後先規の興行を熄められたり、 開けたる時代なり、踊に託して軍陳の下馴を為すに 藩老より士踊の催を申立てたるときに、公の曰く、 門の一輩、島津家及ひ県令へ勧め、稍々行ハれんと 神社正遷式の際興行せんとて、庁下士族田中利右衛 奉りてより、興行稍々熄ミたるか如し、初めハ照國 して、此風を為せり、少壮の輩に至ては物笑とす、 輩に旧時の士踊の歌大に流行し、過日島津家邸に於 て、齊彬公御在世中、士踊ハ御覧在せられす、曽て せしなり、久木山嘆息して、或日親しく島津邸に出 しも、友人久木山泰蔵の所論、或ハ忠義公に諷諫し 島津家又は県令辺にても人気に投し、初めハ主張せ 況を極めたりとそ、又鹿兒島庁下の士族中、 座拍子の催ありき、東国の角力西国の士踊と並 咸な旧守頑愚の輩主となり、幼年者を煽動 諷諫し奉 老幼の

嶋にも碇泊巡航せられ、五月鹿兒島に帰着したり、旅騰、玄米壱石六円三四十銭、諸物も従て騰貴す、二公、汽船豊瑞丸にて琉球及大島諸島を漫遊せらるゝこ公、汽船豊瑞丸にて琉球及大島諸島を漫遊せらるゝす、嶋津家の漫遊ハ、同島嶋津家へ所属以来、初めてす、嶋津家の漫遊ハ、同島嶋津家へ所属以来、初めてす、嶋津家の漫遊ハ、同島嶋津家へ所属以来、初めての事なりし故、該地上下官民歓迎最も鄭重なり、居るの事れを一十日間、帰航中大島各所に寄港し、口之永良部、京、県津家の澤見ならむ、四月末に至て、米価漸く上く江愚輩の謬見ならむ、四月末に至て、米価漸く上

角力の輩時を得て東京に蟻集し、

相撲道の盛

従事す、此間編録脱了の分ハ、二三冊宛を一括して久を俟ちつゝある間に、翌五年八月同公薨去あり、中途を俟ちつゝある間に、翌五年八月同公薨去あり、中途原本の、、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物い、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物い、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物い、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物の、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物の、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帯ふ、事々物の、資料の、明治二十年丁亥、本年中専ら嶋津家の編纂に六十歳、明治二十年丁亥、本年中専ら嶋津家の編纂に六十歳、明治二十年丁亥、本年中専ら嶋津家の編纂に入った。

行日記ハ別に載す、

終に起たれす、悲哉、 る、 民、哀慕限なし、御歳七十一歳、公数旬前熱病を煩ハ 同年十二月六日、久光公薨去在せらる、県地上下の士 邦秘録と名付けられ、自書して名笺を下付せらる、 も夙出晩退之を厳督しぬ、編録の御家記ハ、久光公旧 眼を醮し、右手筆墨を執りて従事したり、数名の筆生 す老眼時に眩むことあれバ、机側に水盤を置き、左手 かに説示を与へ給へり、予も知遇に感し、昼夜を措か して、之を記標とし、他日予の参謁を為せし際に、細 覧に供ふ、公又記臆し給へる事項あれハ、紙捻を挿入 の書翰、 或ハ邸に召し、親しく事実を語り玉ひ、或ハ手許保蔵 訂正し、冗文贅語を削補し、親ら朱墨を以て記入あり、 光公の御覧に供ふ、公は一々検覧あらせられ、 一旦快癒に赴かれしも、 日乗の類を下付せられたり、次て忠義公の検 再発大患に陥られ、虚脱 誤謬を

堪へさりしなり、に於けると、前後同一の境遇に立ち、特に悲痛哀惜にに於けると、前後同一の境遇に立ち、特に悲痛哀惜に途の事業中廃を思念し、失意茫然たりしことありし時

に葬らる、県地所在の士民参集奉葬したり、以て国葬を賜はり、十二月十八日、旧福昌寺の先塋因、朝廷積年の勲功を思召され、前左大臣の位格を

し、又ハ所蔵の文書類を借覧謄写しぬ、訪問の際は、の家宅に止宿す、在京中日々島津家御縁族及ひ伊達宗成・松平春嶽諸公、其他御先代以来内外事項に関連在城・松平春嶽諸公、其他御先代以来内外事項に関連在城・松平春嶽諸公、其他御先代以来内外事項に関連在はらる、予も随行を命せらる、同月東京に着、甥宗徳村らる、予も随行を命せらる、同月東京に着、甥宗徳村の家宅に止宿す、在京中日々島津家御縁族及ひ伊達宗が家宅に止宿す、生存の家宅による。

家令東郷重持・甥宗徳を同行し、日々各家を回訪し、

漸く公命の実行に着手し際、卒然薨逝の報に接し、前り、安政年間公兄齊彬公の内命を奉し、琉球に渡海し、耳目の感を喪ふに等し、失意茫然たること数日に亘れ

を承け、

予は嶋津家家記の編録を奉命せし以降、事々公の直命

日々の筆を執りしを以て、公の遠逝は殆んと

勉励すへき旨を承命し、一層感激其業を励みたり、三

津家御家記編録の事ハ、前久光公御在世時の如く、従事

六十一歳、明治二十一年戊子、忠義公・忠濟公より島

も示され、警告せられたる事あり、此間予及宗徳にも仍て日夜考査立案して之を呈す、後日県地出身老輩に条を建言あり、其建言書案ハ、予及ひ宗徳に命せらる、

又孝明天皇の御宇、齊彬公久光公に賜ひたる御製宸翰

屢々両公の命示を承け、

会談の席に列したり、

の報告書を作り、両公に奉呈したり、録に保存し、或ハ日々回問の顚末談話を詳録して、

奉呈在せらる、尋て前公の遺意に基き、政務の要件数 を当上にり、両公深く喜ひ給ひ、尚ほ両公にも記憶に を当したり、両公深く喜ひ給ひ、尚ほ両公にも記憶に を為し、久光公親話記と名称し両公に呈す、偶々久光 る、予感喜に堪へす、宗徳と俱に増補削正して、二巻 る、予感喜に堪へす、宗徳と俱に増補削正して、二巻 る、即ち此巻を高崎正風氏に示し給ふ、氏閲読深く前 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺 公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵しと拝聴した

> 大いよ、写者ハ子爵長谷信篤氏にして、御次之間 大に内示せられたることあり、両氏深く先帝の殊遇、前 大に内示せられたることあり、両氏深く先帝の殊遇、前 外天覧に入らるへき旨、吉井より予及ひ家令東郷重持 身の老輩黒田清隆・西郷従道・松方正義・大山巖・吉 身の老輩黒田清隆・西郷従道・松方正義・大山巖・吉 井其他数氏を、櫻田の邸に招かれ内示あり、諸氏も始 大を命せられ、翌日両公参内上覧に供せらる、御止め 文を命せられ、翌日両公参内上覧に供せらる、御止め 文を命せられ、翌日両公参内上覧に供せらる、御止め 文を命せられ、翌日両公参内上覧に供せらる、御止め で見聞して、感激転た深し、仍て予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、感激転た深し、ので予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、感激転た深し、ので予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、感激転た深し、ので予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、感激転た深し、ので予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、感激転た深し、ので予及ひ宗徳に上奏案 で見聞して、必要に招かれ内示あり、部氏も始

召されたる、深き御思召に出てたりと奉承せり、予又下覧在せられ、前久光公の近世歴史編述を以て、一分内・徳川(水戸)の四家同一なり、是れ曩に御製宸翰の奉公と心得、尸位素餐の責を塞くべしとの意見を聞家の事実取調べ奉呈すへきの命を奉せられ、補助とし事の事実取調べ奉呈すへきの命を奉せられ、補助とし

にをいて奉写されたりとなむ、

を挙て喜を叙ふ、 とす、此事積年の志望なりしに係り、宗徳と倶に祝盃 予め、吉井氏等に就き、屢々前公の意思を陳弁し、 しと約したり、是後日史談会設立の本源となれり、 交詢会を設くる事、三、編纂の体裁を一定し、各家区 各家気脈を通し、兼て材料交換を便ならしむる為め、 諸氏皆な之に同せらる、仍て予め合議件三条を示す、 れさらんことを陳べ、三條公を推戴の意見を提議す、 上の協議を尽す、予ハ総裁の方を仰き、各家区々に流 訓示せらる所あり、了て四家の人々別室に会し、 ひ編集員十数氏と俱に、三條實美公に謁し、今回四家 公事蹟取調所にて、毛利・山内・徳川三家の家令扶及 同年七月十五日、予・宗徳・東郷氏麹町区富士見町岩倉 特命下るに至れるなり、其間専ら吉井氏の斡旋を多し 各家主に御沙汰あらんことを切願したり、遂に四家の 実行を期せんことを論し、独り島津家に限らす、普く へ御沙汰の件に付上言し、同公より取調上に関して、 々に流れしめさることと協議の上、更に会同協定すへ 一、貴顕の方を仰き、編集事件の総裁を願ふ事、二、 取調 其

年間遡り取調ふる事と決定しぬ、きたり、仍て島津家の分ハ、尔他諸家と別にして、九て、取調上申すべきことを申述し、同公の聞置を願置三月、琉球へ異船渡来、外国人在住云々の事蹟に遡りて、宮内省達命の次第、并に島津家の分は、弘化元年

徳へ渡されたる書面は左の如し、て、予の補助として担当を託せらる、当日家令より宗日来の骨折を謝せられ、金品を贈らる、又編集方に就同年七月三十日、予宗徳同伴、島津邸に出つ、宗徳頃

同年七月十六日、予・宗徳・東郷重持、三條實美公に就

不取敢拙者より此段及御依頼候也

更に拡張を命せられたり、

在京中奔走の趣を上申す、

両公嘉せられ、

県地編集方

同年八月二十三日、鹿兒島に帰着、島津両家に候し、

市 來四郎君自叙伝 (附録) 十五

は、

松平慶永・嵯峨實愛・伊達宗城・西四辻公業・池

別紙の依嘱あり、宗徳の宅に仮編集所を設け、二三人 し、事実を問ひ、書類を蒐集し、或は島津家の邸務を の写字生を雇入れ、諸家より借覧の史料を謄写せしめ 又宗徳ハ勤務の傍、諸家及旧老先輩の方を回訪

補佐し、殆んと寧日なし、

史の編纂を主要となされ、先つ一家の編録より始むへ 寺實則公を候す、予ハ前久光公御生前に於て、維新歴 平家へ天覧の御沙汰ありたり、 弘く諸家へ、四家同一の御達命あらせられしことを申 公の事蹟・親話記数冊を呈して、閲覧を冀ひたり、又 詳述し、公か宮・公卿・諸侯方との往復書翰の写及ひ 同年八月五日、予宗徳同伴赤坂仮皇居内官宅に、 せられんことを請願したり、同公諾し給ひぬ、後日松 べ、併せて松平容保君(旧会津)保蔵の宸翰類、天覧在 しとて、去十八年以降予に担当を命せられたる顚末を

Ŋ 倉両公事蹟取調掛に就き、文書を閲覧借写したるもあ 県地に回送したり、又帝国大学編年史編纂掛・三條岩 月々事業の成績を報告すると同時に、其収集の文書を に就て事実を採聞し、之を筆記して書類の不足を補ひ、 其重要なるものハ借写し、或ハ親しく生存者又ハ遺族 旧功閲歴ある人々を回訪して、所蔵の文書類を借覧し、 又宗徳は東京編輯出張所を主管し、数人の写生を雇用 々回訪して、 し、旧公卿・大名諸家より県地出身者ハ論なく、 頗る編輯の業務を補成したり、 一個人の所蔵書類に就ては枚挙に遑なし、 文書を借覧し、 又は事実の親話ありたる 或ハ時 弘く

家へも其旨を上申したり、

県地島津家編輯所は、漸次事業の拡張を為し、

筆生を

り来るもの数百若干に上れり、依て孜々督励謄写を為

問し、或ハ遺族に就て書類を収集したるより、

日々集

増員し、弘く県地所在を捜索し、旧古経歴の人物を訪

漏すなく回訪して、文書を借覧し、又は経歴を親問し、 の旧藩臣にして、国事に勤労ありたる人々は、殆んと 求め、伝を請ふて往訪したり、其他勝安房・辻維嶽等 瀬正肥の旧歴ある方々を始め、今代家主の方々も縁を 田茂政・稲葉正邦・藤堂高猷・宗重正・松平容保・成 の編録、漸く緒に就き、文書の類集着々成り、大に其 規模を張るに至れり、宗徳の心労頗る多しとす、 一々之を筆記して回付したり、茲に於て島津家御事蹟

を奉申し、今日の際殿下の御東上を勧め奉る、殿下御 なり、途中神戸より両公の内命を含ミ、京都に入り、 の為め、上京在せらるゝに仍り、随行を命せられたる を同伴し、宗徳の宅に寓す、島津両公憲法発布式参列 六十二歳、明治二十二年己丑二月三日、上京す、廣寳 す、依て陸路出発、此日着京せり、両公は去一日に海 採容在せられ、来七日を期して、御東上の御内命を拝 久邇宮邸に参候す、朝彦親王殿下に謁し、両公の伝命

望せしなり、特に島津公には、父祖以来国家の重任 て、上下官民の差別なく、 旧臘以来憲法制定の事は、国家の一大重事にし 其真相を聞かんことを切

路御上京なりき、

国家の根基、臣民の安康に就て顧慮せられたり、故 せられたることあり、両公にも親しく朝家の尊立、 れたるより、平生深く国家先途の情勢を、憂念あら を荷ハれ、故久光公には台閣樞要の位職に当らせら に、憲法制定の議あるを聞せらるゝや、県地出身者

を会して、交々意見を徴せられ、或は時局に対して

せられたることあり、尚ほ京地の事情ハ、宗徳より 上書を捧けられ、又は同族有志の方々と意見を交換

身者中寺島宗則・岩下方平の諸氏に就き、当務の意 家職或は予を介して、時々申報したり、就中県地出

期すへしとの厚命を賜はり、尚ほ且京都に上り、 られたり、故に予にも微力を致し、万分一の補功を 将来治乱の本原に係るを以て、万一啓沃の道あれハ、 らる、然のミならす、憲法発布は国家の重典にして、 を作り、閲覧に供へしことあり、公頗る心慮に留め 見を諮詢し、或は憲法の意義に関して、説解意見書 一己の誠款を表せんとて、今回の御上京にハ及はせ

義に関して、数回問答する処あり、彼我通徹せさる 予上京するや、宗徳と倶に寺島氏を訪ひ、 憲法の意

殿下の御東上を勧め奉らしめられたるなり、

保利通氏の遺書を閲覧せんことを遺族に求め、廣寳外

在京中日々在京諸家に就き、

文書を収集し、特に大久

く、京都に数泊し久邇宮邸に候し、京地の事情を言上 仝年三月十六日、廣寳・廣愛同伴して、帰県の途に就 尚ほ現在将来の措置に就て諮詢せらる、諸氏も深く 其旨を復命せしに、両公にハ更に県地出身元老の人 述へられ、 所あれハ、之を討駁したり、寺島氏も往々予等の意 公の誠意に服せられたりとそ、公ハ又他日御参内の 見に同賛せらるゝ所ありしも、枢密院会議の情況を 氏憲法の解義あり、家令・予及ひ宗徳陪侍したり、 予及ひ宗徳席に陪せり、後日大崎村の家邸に、徳川 あらせられ、同族中当務に処するの事を語らせらる、 憲法発布の後、 両公ハ 櫻田邸に徳川 (家達) ・伊達 々を請せられ、親しく御上京の意思を伝へさせられ、 伊達・池田・島津(忠亮) (宗城)・ 松平 御懇辞を拝す、名跡を巡覧し、神戸に下り、数日 上京の趣旨を上奏在せられたりと聞ゆ、 既に時期の及はさるを諭されたり、依て (慶永)・池田(章政) の方々会合せられ、 の方々を招請 寺島

数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別を理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別を理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇び、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇び、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇び、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内数人の写生を雇び、書類を類別を理せしめたり、後年大久保

同年三月二十五日、東京星ケ岡茶寮に於て、予両回上道するの傾を為し、漸く一般の風潮を促すに及へり、し、頗る賛同を博したり、尓後世上に編史の必要を唱方久元氏に陳弁する処あり、其他交々元老諸氏を勧説三條公に上言したり、公賛同の意を伝させらる、又土

られ、華族諸家を統一して、其事業を監理せらるゝのらんことを請願し、延て帝室に於て一の編集局を設け

急務なるを論議し、清岡公張氏に頼り、以上の趣旨を

談会なる一会を設くることを協議し、左の規約を定め 華族諸家の間に、史料交換事実討詢の目的を以て、史 京の際、多田・山本・城多諸氏と議したる旨意に基き、

志望にして、華族諸家に於て各々家記の編録を為し、 たることを、宗徳より通知したり、此事ハ予か積日の

以て、編纂することを期すへきを以て、後来頗る有望 弘く各家の間に通信して、交互の便宜を図り、偏見を 去り、妄説を慎み、事実を正確にして、一定の体裁を

なるを覚へて、満足を表したり、

家の令扶、及ひ編集担当者、及ひ三條・岩倉両公事蹟 当日出会の各家ハ、島津・毛利・徳川(水戸)・山内四 此事茲に至りしハ、全く宗徳の主唱誘導に成りしなり、

左の如し、 取調掛員等十六人に上りたりとぞ、会約及ひ申合せハ

本会会名を史談会と称する事、

会日を毎月十五日と定め、午后三時より星ケ岡茶 寮へ来集の事、

但十五日土曜日・ 繰上る事 日曜日に当るときハ、金曜日に

今日に至れり、

会務を綜理する為め、諸家に於て交番従事する事、 又定会日の外、臨時会を開くこともあるへし、

会費ハ毎会各自金五拾銭持参の事、

来会人員ハ、毎月十二日中当番へ報知すへき事、

付来会員車夫弁当ハ自弁の事、

維新前後国事に尽力せる松平・淺野・阿部等、 他諸家にて加入を申込ときハ、会員承諾の上取扱 但過不過ハ次会精算の事、

但新聞記者又ハ雑誌等に従事せる者ハ、加入を許 さざる事

維新前後国事に鞅掌せられたる諸先生方ハ、 時宜

に依り招待することあるへし、 以上

も史談会に加入せられたる旨、宗徳より報知あり、漸 より毎月定日に開会し、年を追て加入の諸家も加ハり、 次編史の必要を認めらるゝに及びたるを喜ひたり、是

あり、竹屋光照・小西有勲の両氏担当なり、尋て両氏 仝年五月十日、宮内省より中山忠能公事蹟取調の達命

将に讎敵も啻ならさるの情勢となれり、故に互に自己 其発会式を挙けるに及ひ、 漸次に勃興し、 き、為めに私情私隙の為め、 郷友会員に非されは、人に非らすと、謂ふの情勢なり 衣食の道を、求むるものあり、 派と称して対立し、 気鋭の一派ハ、 に至り県下有志者団結して、同志会なる政社を組織し、 力競争の余燬を煽起し、互に睨皆の姿を為せり、 に違拒するものなかりしか、憲法発布に及んて、 藉りて己の身位を保たんとし、或ハ其庇蔭に頼りて、 為に急進保守の風潮を促かし、延て勢 同志会と称し、 彼此の紛争益々募り、 論争の結果分裂して、 相拒まれたる輩の外、更 保守漸進の一派ハ公正 殆んと一時の風潮は、 平生の交友 六月 政熱

> 派の刺撃に当り、威迫誘惑に動かす、断乎として中正 其請望を斥くることを計れり、 直言して、彼我の志情を発き、或は家職に忠告して、 を見て、務めて之を排除せんことを主唱し、或は公に 投せられ、 始め中立無偏の輩に於てハ、島津家が政党の泮過中に と、頻りに相近接せんことを規画するの傾あり、 護に依り、県下の人心を収攬して、反対派を圧迫せん に関連ある者あるより、暗に島津公を擁立して、 所なし、茲に於て公正派の一派ハ、多く島津家の家職 の党援を強ふせんとし、公私混乱、 旧臣に対し愛憎の念を抱かるゝの不可なる 彼我の中間に立ち、 讒誣譏傷至らさる 予を 其庇 面

き、故に県下士民も争ふて会員となり、或ハ其勢威を盛にして、県吏員の如き殆んと鼻息を窺ふの情勢なり間に募り、学校を設け、拓地を経営し、一時の勢潮頗る

諸官吏より、県下大小の官吏・公吏・警察吏其他民間

の有志者を包羅し、教育授産を標榜し、資金を官民の

家に及ぼさんとするの憂あり、元来県下ハ明治十四年

郷友会なるものを組織し、在京出身の文武

全年五六月比、

県下政派の分離あり、

遂に煩累を島津

の比ヨリ、

を加へり、宗徳ハ時々諸氏の意見を県地に通知し、県地の、諸氏も皆之に賛同せられ、予等の意見自ら重関係なく、不偏不党の位置に立たせられんことを陳弁情勢を論し、島津家ハ決して政党者流に做ひ、党争には勢を論し、島津家ハ決して政党者流に做ひ、党争にいて、確立不偏の感念を抱かしめんことを注意したり、して、確立不偏の感念を抱かしめ、一ハ島津家に対め、一ハ彼我偏向の意思を絶たしめ、一ハ島津家に対め、一ハ・渡

又宗徳に県地の情況を報して、在京元老諸氏に説かしを守り、方向を誤らさりしハ、頗る心衷を苦めたり、

せり、実に此間の苦心想像に余あり、宗徳の尽力預てせんとの希望ハ、自ら挫折して、遂に行ハれさるに帰申せり、公之を嘉納せられたるを以て、島津家を擁立議して、一々其報告を公に申供して、時局の実況を上議の情勢を伝ふることゝせり、予ハ又家職二三者と協地の情勢を伝ふることゝせり、予ハ又家職二三者と協

市來四郎君自叙伝 (附錄) 十六

官採用の条件を提議するを非難し、朝野有志の反対を 藤博文・井上馨両氏の軟柔政略の跡を承け、頗る強硬 剛性の英気を以て、条約改正の談判を開始し、前回伊 又此間条約改正の論議起れり、 老諸氏の間を勧説すること、日夜に亘れり、其間日と の教導を承け、海江田氏に代り政務の意見を草し、元 理不当の条件を排斥せんことを務めたり、特に寺島氏 換し、或は其是非を論し、緩急を評し、以て飽迄も非 小彌太・柳原前光諸氏の間を奔走し、交互の意見を交 処あり、宗徳は寺島宗則・海江田信義・勝安房・鳥尾 宗徳に牒して、其実情を報せしめ、以て公に申供する 家の先途を憂らる、予も又時態の軽からさるを察し、 宜頗る穏ならず、島津公にも其情況を聴聞せられ、 人心の激情太甚しく、延て政党政派の争議となり、機 招けり、全国賛否の声交々起り、物議騒然たり、当時 の体態を以て朝野を震揺す、氏の改正条件中、外国法 清隆氏、大隈重信氏を引て、外務に当らしむ、 時の内閣総理大臣黒田 大隈氏

して、諸氏の意見内閣の動静民間の実情を報せさるは

時会を待つへしとの内意を伝られ、十一月四日着京し

同年十月八日、忠義公・忠濟公着京在せらる、

予宗徳

先発上京を命せられ、先輩諸氏に面して、親しく公の上 れんとの事に決して、家令東郷氏の上京あり、予も又 先輩諸氏の意見を徴せしめられ、尋て公も上京在せら 嘉納あり、先つ家職をして上京親しく事情を視察し、 況を報し、此際上下の危懼内外の不安あり、人心稍々 にも面議ありて、時局の処理あらん事を建議す、 く所思を伝られ、又弘く同族方ハ、論なく要路の諸氏 島津公には上京天機を伺せられ、尚県地出身者に親し 紛囂を醸すに至れは、実に国家の安危に係るを以て、 たり、 宗徳ハ、寺島・海江田・岩下諸氏の間を奔走して其情 善後の政策に関して内外志士の論議盛なり、是より先 の遭難あり、時局一変し、黒田氏総理辞任の萌ありて、 に処してハ、頗る苦悶を感せり、十月十八日、大隈氏 なしとせす、軽々しく賛同の意を表するを得す、 れとも当時条約改正の論議に至ては、世論の非難亦理 家に於ては、情義上公然疎隔の体態を取るを難す、然 国事斡旋の志望を抱せらるゝ主旨を陳弁して、其 特に総理黒田氏は、県地出身の先輩なり、 公又 其間 島津

為めに上国の事情判明し、大に言議の要領を得 臣・吉井次官に就き、尚ほ当時関連ありたる諸家にも、 同一の達命あらんことを建言し、特に戊辰前後の事蹟 家に亘り詳密の調査を要するを以て、当時土方宮内大 り、此事たるや、昨二十一年島津家始め四家へ、旧藩 出すべしとの旨、御沙汰ありたりと、宗徳より報知あ 書類、当時秘密に属するものも、取捨なく其侭取束差 辛未に至るまて、各藩に於て国事并に時運に関する文 茂昭・松平容大・松平定教の方へ、嘉永癸丑以来明治 始末取調差出べしとの達命ありしに仍りてハ、弘く各 同年七月一日、徳川家達・淺野長勲・徳川義禮 宗徳の宅に寓し、 日夜に同伴奔走したり、 ・松平

なし、

の風潮を為し、史談の為め頗る便宜を感するに至れり、の風潮を為し、史談の事業に就て、一成功なりと謂ふべり、近世歴史編録の事業に就て、一成功なりと謂ふべ旋する処ありしか、遂に本月に至り、此達命ありた東する処あり、小寒頭の人に陳弁して促かす処あり、尔来宗徳ハ方、又は家職の人に陳弁して促かす処あり、尔来宗徳ハ

交換するの必要あるを以て、種々其事由を諸家の家主

に就ては、当時反対の側に立てる諸家に就き、

文書を

ዹ 書は宗徳に命せられ、海江田氏意見を添られたりとい 建議を、三條臨時総理大臣に提出せられたり、其建議 両公も時局の容易ならさるを鑒みられ、時局に対する 約改正の経過を陳述せらる、尚将来の措置を言議あり、 見を陳べ、寺島・海江田・吉田清成諸氏より親しく条 と倶に両公へ、現時の事情を申供し、諸大家諸氏の意

られ、時事を諮問あり、此際予及ひ宗徳は、 勲・蜂須賀茂韶・池田章政・松平茂昭・伊達宗城・東 岩倉・九條・徳川・毛利の五公及ひ柳原前光・淺野長 望を以て、日々袖ケ崎邸に招請あり、其方々は三條・ らせられたる、顚末及ひ時務の要旨を悉されんとの志 同族の方及ひ在官老輩の方々に会談、今回上京建言あ 及ひ三條公へ提出あらせられたる建議書を捧らる、尚 仝月十九日、公参内謁見を賜はる、時事十ケ条の奉書 れ、了て懇待せらる、又公は勝安房氏を自邸に訪ハせ 今回上京の趣旨を陳させられ、 出身者ハ、黒田清隆氏の外概ね参会あり、公は親しく 久世通禧・佐々木高行・副島種臣の方々にして、県地 国家の為め協力を希は 毎回陪侍

> 誠意を深く歓賞ありたり、又此時久邇宮殿下御上京在 伴松平慶永公に謁し近日の情状を申す、公も島津公の 種々御懇示を賜はりぬ、此間高崎正風氏専ら斡旋を与 せらる、予・宗徳参候、島津公御尽力の顚末を奉申し、

臣・島津忠亮君を招請せられ、公今回上奏に係れる意 る、予本日病むて出てす、宗徳陪席して県地編集事業 見、又歴史編纂局設立の建議に係り、懇談を悉させら の成蹟を陳し、来年に及んて其事業を東京に移し大成

仝十二月四日、袖ケ崎邸に徳大寺侍従長・土方宮内大

へられたり、

経過を談し、併せて教育制に係る意見の問答を為せり、 集局設立の議を陳述せり、 賞あり、後日予ハ宗徳同伴土方氏を訪ひ、編集事業の するの見込なることを申す、土方氏も頗る其成功を賛 同氏頗る同感を表せらる、又品川彌二郎氏を訪ひ、編 氏深く同情を表せらる、

汰在せられたりと奉承す、 事に係る上奏在せられたる忠誠を賞せられ、左の御沙 時事を憂慮し、上京献言之衷情奇特之事に候、 猶今

仝月十七日、島津公参内謁見を賜はり、頃日来上京時

日に至り宮内省に建議に及はれたりと聞けり、

或は説明し、或は議論したり、又家令東郷氏と同

-1024-

後考案も有之候ハ、、時々申出つべし、

の期あるを祝せり、たるを奉承し、感激に堪へす、予等の微志又貫徹するたるを奉承し、感激に堪へす、予等の微志又貫徹するの地ののののの、帰県に臨んて、今回の奉命在せられる。

十二日鹿兒島に安着す、門二日鹿兒島に安着す、一十二日鹿兒島に安着す、原はす知名の士を回訪して時事の談論を交へ、又ハ編問はす知名の士を回訪して時事の談論を交へ、又ハ編と問いまで、一月四日予廣寶同伴出発、帰県の途に関すべしとの命あり、尓今日々同族又は在朝・在野を別る、宗徳・邦彦俱に見送り、静岡に至り分袖す、仝十八日、公帰途に就かせらる、予は滞京尚後事を期仝十八日、公帰途に就かせらる、予は滞京尚後事を期仝十八日、公帰途に就かせらる、予は滞京尚後事を期仝十八日、公帰途に就かせらる、予は滞京尚後事を期

国の形勢を言明する処ありたり、又近世歴史編纂の名を以て、島津公にも深く志念を注かせらる、予ハるを以て、島津公にも深く志念を注かせらる、予ハるを以て、島津公にも深く志念を注かせらる、予ハるを以て、島津公にも深く志念を注かせらる、予ハス、此間条約改正の問題あり、国家重大の問題に係因、此間条約改正の問題あり、国家重大の問題に係

重任を負ひ、

日々旧先君齊彬・久光両公の勲蹟、

此間宗徳の労多しとす、路諸氏に伝へ、交々勧説する処ありて、日夜奔走す、路諸氏に伝へ、交々勧説する処ありて、日夜奔走す、必要を叙へ、伊達宗城公に依り之を宮内大臣又ハ要

月以来上野華族会館に至り、十数回の講演を聴聞し公に頼り、同族有志者憲法講議会の陪席を請ひ、二上下の重望を繋かれんことを希望し、宗徳に嘱して上下の重望を繋かれんことを希望し、宗徳に嘱して勢に大関係あるを以て、島津公にも夙に上京ありて、又本年議会開期に際し、同族全体の行動、今後の大又本年議会開期に際し、同族全体の行動、今後の大

家の為め献芹の志情を表するハ、全く御家記編纂の家の為め献芹の志情を表するハ、全く御家記編纂のまりな、其間同族方の情況を報告し、尚先輩諸氏を回達・淺野の諸公并に県地出身者寺嶋・海江田・岩下・まりは、時局の重任を負ひ、速に上京あらんととを申供せらる、公快よく容させられ、時立を送し、時局の重任を負ひ、速に上京あらんととをを呈し、時局の重任を負ひ、速に上京あらんととをもける。公供よく容させられ、先つ忠濟公上京在を呈し、時局の重任を負ひ、速に上京あらんととをもける。公供よく容させられ、先生の諸道を駆したり、其間同族方の情況を報告し、尚先輩諸氏を回たり、其間の諸道を駆したり、其間の諸道を駆したり、其間の諸道を駆したり、其間の諸道を駆したり、其間の諸道を駆したり、対している。

に二十余年前、 に余るを以て、自ら僭越を憚からさるに存す、思ふ 念するに忍ひさるを以て、聊か時に際し愚意を陳言 著なるを顧念するに於てハ、寸時も時々の利弊を放 両公又深く拙愚を捨て給ハす、厚遇款接恩査身 先君の眷顧を拝し、今又今公の特遇

に逢ふ、感銘転た禁するを知らさるなり、

先公の遺旨を酌ミ、今公先きに奉呈在せられたる建議 を開く、勲功ある方を招待し、閲歴を聴聞するの旨意 宮内省に建議あらんことを請ひたる旨を報告せり、其 両公へ呈し、其他の閲歴ある老輩の方々へ配付して、 書の旨趣を承けて、 遺旨、今公の意志を暢達せんことを指示せり、宗徳 徳に致して、編史事業の必要を説かしめ、故久光公の 本業将来の為め好望の事なりと喜ひぬ、又予は書を宗 議する処あり、今回三條公史談会に臨ませられたるは、 したり、又近世史編纂の必要を説き、今後諸家合同胥 にて、三條公(實美)、黒田清綱・楫取素彦の二氏を請 仝年五月十三日、東京日枝公園屋ケ岡茶寮に、史談会 一篇の意見書を作り、伊達・池田

歴史編纂局設立ヲ必要トスル ノ議

文に日く

以テ維新ノ際、夙ニ歴史編纂ハ国家ノ典章ニシテ、 ノ研究、尚ホ一層ノ必要ヲ感スルノ時ナルヲヤ、是 態ニ及ンテハ、百般ノ学芸其奥妙ヲ極メ、随テ史学 慣人口ニ伝ヘサルハナシ、況ンヤ現今文物進歩ノ世 伝ナキハナシ、仮令典章備ラサル処ニ於テモ、 シ、苟モ文物制度具備シタル邦土ニ於テハ、必ス書 ニシ、各国対立、政教各々其源ヲ史ニ発セサル テ以テ歴世ノ亀鑑タリ、特ニ国家成立ノ基礎ヲ明瞭 述精粗アリト雖モ、要スルニ国家ノ紀典ニシテ、 抑モ歴史ハ、東西編纂ノ体裁ニ異同アリ、事実 ハナ ノ叙

更ニ大臣ニ 勅旨ヲ伝ラレ、大ニ其業ヲ督励セラレ 軽ンスへカラサルニ由り、襲キニ修史ノ官ヲ置カレ、

之ヲ往年編史ノ大旨ニ照ラシテ、今日ノ実際ヲ考フ 其業ヲ継続スト雖モ、僅ニ絶ヘサルコト緀ノ如シ、 タリ、然り而シテ数年ノ間時ニ盛衰アリ、今日尚ホ

連リ、其関係スル処、又往時ノ例ヲ以テ推スヘカラ 業ハ、本邦古今未曽有ノ一大政変ニシテ、事内外ニ ルトキハ、又遺憾ナシトセサルナリ、特ニ維新ノ丕 ノ事蹟ナリ、此ノ如キー大政変ノ事蹟ニシテ、

真確ナル編史ノ調査ナキハ、実ニ本邦史学ノ一欠典

ルヲ得ン哉、
ルラ得ン哉、
にいった、国家千載ノ後ニ至リテ、子孫ノ為メ亀鑑ヲルハキ、明治ノ一大政史ト称スアラスト雖モ、又往々事蹟ノ一斑ヲ写スニ過キス、時ニ於テハ、民間有志中一二ノ編史ヲナス者無キニ失フハ、痛歎ニ堪ヘサルナリ、仮令現今文物煥発ノニシテ、国家千載ノ後ニ至リテ、子孫ノ為メ亀鑑ヲ

伝ニ就キ、一二ノ事蹟ヲ披閲スルニ、 複雑繁密ニシテ、容易ニ事実ヲ収拾スルコト能ハサ 其関係広博ナルヲ以テ、 リトセハ、民間一私人ノ編述ニ至リテ、誤アルハ論 事実ヲ徴スルニ、正確完全ナリト称スヘカラス、此 シテ事実ヲ欠クアリ、或ハ臆想ニ泥ミテ、真相ヲ顕 容易ノ業ニアラサルナリ、熟ラ官府ノ編述ニ係ル史 偽ヲ判別シテ、正確ナル事実ヲ微知スルコト決シテ 夫レ維新前後ノ事蹟ニ至リテハ、其原因深遠ニシテ、 ノ如ク官府ノ編史ニシテ、 サヽルアリ、未タ以テ当時ノ事蹟ヲ網羅採集シ、其 ルノミナラス、又隠微顕晦殆ト端倪スヘカラス、 是以テ今日既存ノ史伝ニシテ、 往時ノ事蹟ニ比スレハ、又 尚ホ且完全ナラサル処ア 或ハ簡略ニ失 其種類尠 真

> 帰スルヤ疑ナキナリ、 又今日ニアリ、若シ一世ヲ経二世ニ及ンテハ、当時 ニ史料ニ至リテハ、当時ノ書類又ハ遺墨等現存スル ル人アリ、又其事ヲ見聞セシ人ナラサルハナシ、 耳目ニ存スル事ニシテ、或ハ親シク其事ニ関預シタ シト雖モ、維新前後ノ事蹟ニ至リテハ、未タ各人ノ 之ヲ今日ニ調査スルニ、公私ノ書伝ヲ求ムルノ外ナ リ、其理由如何トナレハ、既往ノ事蹟ニ至リテハ、 特ニ今日ノ時期ニ於テハ、更ニ編史ヲ急クノ必要ア 決シテ史伝已ニ完成セリ、 干カアルヤ、恐クハ一種ノ史料タルニ過キサルヘシ、 ノ人多クハ世ヲ去リ、 モノ尠カラス、事実ヲ捜問シ、真偽ヲ判別スルコト 二及ハストテ、之ヲ今日ニ措クヘキノ時ナランヤ、 史料ノ如キモ漸次散逸消亡ニ 然ル時ハ事実ヲ捜問シ、又史 亦編纂修補ノ煩労ヲ執ル

故ニ今日ニ於テ、更ニ前年編史ノ「勅意ヲ拡張シ、蹈ムニ至リテハ、国家ノ為メ痛惜ニ堪ヘサルナリ、

誤惑ヲ伝へ、謬説ヲ唱フルニ及ヒ、現存ノ旧史古伝

ル処益々尠ク、国家重大ノ事跡ヲ隠滅スルニ止ラス

ニシテ、誤謬ヲ免レス、往々世人ヲ惑乱スルノ轍ヲ

伝ヲ編纂スルニ至リテ、

至難ヲ加フノミナラス、得

カラスト雖モ、偶々完成ト称スヘキモノ、果シテ幾

箴ナレハナリ、是以テ一私人ニ取リテハ、先人ノ行 必ス顕著ノ成蹟ヲ奏スルニ至ルヘキナリ、特ニ今日 ベシ、若シ夫レ国ニ史乗ノ徴スヘキナク、家ニ系譜 史ノ力ヲ以テ、薫陶撫育シタルノ然ラシムル処ナル リト宣セラレタリ、此ノ如ク我国民カ忠順愛敬ノ衷 宗ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、国ヲ愛シ、 発布シ玉フニ当リ、 ンハアラス、故ニ明治二十二年二月、国家ノ大典ヲ 国体ヲ堅立シ、綱紀ヲ張ルモ、全ク史ノ力ニ頼ラス ト皆史ノ力ニ頼ラサルハナシ、且本邦ノ史ニ至リテ 為ヲ説キ、勧奨誘掖シテ徳性ヲ養ヒ、偏理ヲ正スコ 戒ムルノ表準タルヲ以テ、政教上欠クヘカラサル規 レハ史ハ往事ニ鑑ミテ、将来ヲ推シ、善ヲ挙ケ悪ヲ ハ、多少政教ヲ裨補スルノ効ナシトセス、如何トナ ノ時機ニ鑑察スルニ、編史ノ旨趣ヲ布衍スルニ於テ 心ヲ失ハス、世界各国ニ冠絶シタル成蹟ヲ残シタル 公ニ殉ヒ、以テ此光輝アル国史ノ成蹟ヲ貽シタルナ ハ、国家ノ典章人倫ノ秩序、頼テ以テ立ツ処ニシテ、 ハ、抑モ何等ノ原因アリテ然ルヤ、之レ全ク歴世国 勅語ノ内ニモ、我神聖ナル祖

|切ノ方法ヲ設ケテ、官府又之ヲ誘掖シ玉フトキハ、

畢竟皆国史ノ正純ナラサルニ由レリ、外邦ノ歴史ニ国、古今幾回ノ革変ヲ起シ、紊乱一日モ止時ナキハ、天、一朝之ヲ創製スルヲ得サレハナリ、故ニ海外各判定シ難シト雖モ、国史ニ至テハ、天然ノ成蹟ニシ歩スルノ期アルヲ以テ、列国互ニ現下ノ優劣ヲ以テ、歩スルノ期アルヲ以テ、列国互ニ現下ノ優劣ヲ以テ、

リ、固ヨリ文学・技芸ハ、人智ノ発達ニ伴ヒ漸次進

ニ至テハ、反テ彼レ範ヲ吾ニ取ラサルヘカラサルナヲ彼ニ取ルト雖モ、建国ノ基礎君臣ノ倫序正純ナル

文物ノ制度・文学・技芸皆吾ニ優ル処アリ、吾又範

御手許へ奉呈セラレタル意見書中、今日編史ノ必要

十二年十一月十九日、島津公爵ガ

キヲヤ シテ、 後ノ事蹟ニ於テハ、其沿原遠ク、其成蹟又タ比類ナ 一日モ忽ニスヘカラサルノ本原ナリ、況ンヤ維新前 ヲ考フルニ、国史ハ政教両ナカラ国家ノ基軸ニシテ、 豈二光輝アル国史ト謂フヲ得ンヤ、是以テ之

発布アランコトヲ切望ニ堪ヘサルナリ、 事易クシテ効ヲ収ムルコト、必ス偉大ナルベシ、希 悉スニ至リテハ、之ヲ百年ノ後ニ期スルヨリハ、其 更ニ編史ノ大旨ヲ以テ、一般ニ令シ玉ヒ、厚ク之ヲ 先帝今上両陛下ハ、親シク統治ノ任ニ当ラセ玉ヒ、 ヲ凝成スヘキ国史ノ編述ヲ賛襄アリテ、速ニ朝旨ノ クハ往事ニ鑑ミ、将来ヲ推シ、国家ノ為メ一大根礎 奉承セシメ、上下均シク協力戮心、以テ励精調査ヲ 豈ニ本ヲ知ルノ人ト謂ハンヤ、故ニ此際 財資ノ一点ヲ以テ、今日ニ於テ編史ヲ度外視スルハ、 ナルヲヤ、若シ夫レ事体ノ軽重ヲ察セス、因循僅ニ メ玉ヒシハ、臣民ノ欽仰スル所ニシテ、万世ノ亀鑑 民ヲ塗炭ニ済ヒ、今日無涯ノ徳沢ニ浴スルニ至ラシ 皇室ヨリ

> コトヲ、 須ラク熟読考慮在セラレ、速ニ協力賛襄ヲ賜ハラン ナル旨ヲ上言アリ、之ヲ別紙ニ抜萃シテ貴覧ニ供フ、 仰望二堪へサルナリ、

明治二十三年五月

島津家編集員

寺師宗徳

(別紙

至尊御学問之事、

久光建議説明ノ略ニ日ク、

軽易ノ御挙動ナク、暁然トシテ道ノ正ニ趨セ玉フニ 究セラレ、善悪曲直ヲ明ニシ、忠邪ノ分ヲ弁へ玉ヒ、 ラレ、修身ノ学ヲ先ンセラレ、治国平天下ノ要旨ヲ講 天子ノ御学問ハ他ナシ、 皇国固有ノ大道ヲ講明セ

洋古今ノ歴史ヲ諳ンシ玉ヒ、万機ノ政務ニ就テ、時 在リ云々、親話記ニ日ク、御成学ノ後ハ、博ク和漢

勢人情ニ則リ、古今ニ徴シ、御親裁アルヲ要トス云

ラサルハ多弁ヲ要セス、殊ニ維新ノ丕図ハ、開闢未 先帝ハ不世出ノ明君ニ渉ラセラレ、中古以来政権覇 テ、名状スヘカラス、 曽有ノ大業ニシテ、当時ノ世態モ又内外ノ艱難アリ 々、或ハ歴史ハ政務ノ亀鑑ニシテ、寸時モ欠クヘカ 此時ニ当リ、

依テ明治二

府ニ遷リ、

皇威ハ在レトモ無キカ如ク、稍虚器ヲ擁シ玉フモ厭

ハセラレス、夙夜国難ノ頻至ヲ憂憤アラセラレ、千

緒万端辛酸ヲ嘗メ玉ヒ、

聖慮ヲ以テ諭命ヲ下サセラレシモ、幕府ノ政弊積リ

テ振ハス、年月ニ統御ノ術ヲ失フヲ

叡聞アリテ、終ニ頼ムヘカラサルヲ

故齊彬等カ如キニモ、 叡断アラセラレ、密ニ有為ノ牧伯ヲ御誘導アリテ、

旨ヲ下シ賜ヒ、或ハ有志ノ人士ヲ鼓舞振作アラセラ

叡慮ヲ悩シ玉ヒ、遂ニ維新ノ大業成ルニ垂ンタルニ レ、数年ノ間一日ノ如ク、百方

臨ンテ、

第ナリ、 崩御アラセラレ、 実ニ千歳ノ遺憾ト申スモ愚ナル次

ルニ及ヒ、国家ノ基本定マリ、万民徳沢ヲ蒙ムルニ 陛下ノ威徳天時人事ニ感応シ、年ナラスシテ大業成

至リタルマテ、前後ノ御事蹟ハ最モ後世ノ模範トナ ノ勲績ヲ表、今人ノ亀鑑トモナルベケレバ、 ハ無論、我国歴史中最大緊要ノ事蹟ニシテ、古人

> 然ラハ此間 勅撰ノ体裁ニシテ、一大正史御編製アラマホシク、 王事ニ勲労アル面々ニハ、死生ヲ問ハ

先帝ニ対セラレテハ、御追孝ノ第一ニシテ、実ニ万 ス如何許力聖徳ヲ奉仰ナルヘシ、特ニ

習ノ一端ナラム云々、 世ノ亀鑑天下蒼生ノ鴻益ナラム、是レ即チ実学御講 就テハ此際特命ヲ以テ、御手

許二一局ヲ開カセラレ、

テ、総裁ニ置カセラレ、且ツ現ニ国事ニ当レル旧公 先帝ニ奉事シ、兼テ前後ノ実事ニ方レル親王方ヲシ

卿・旧諸侯其他旧各藩当時時事ニ預リタル輩ニシテ

実ヲ質疑綜索シテ、誤謬遺脱ナキ一大正史ヲ御編纂 在世ノ者ヲ集メテ編纂ニ従事セシメ、弘ク彼我ノ事

リ端緒ヲ開キ、親子共ニ前時ノ得失ヲ顧慮スヘシ云 々ノ趣、臣等ニ於テモ其言ノ不可ナラサルヲ信ジ、

ニ、一昨二十五年ニ及ヒ、更ニ嘉永以来国事鞅掌 去明治十八年ョリ、

何ソ之ニ若カン、尓来家人ヲ督シテ日夜編纂ニ従事 始末ヲ編纂奉呈スヘキノ特命ヲ辱フシ、一家ノ光栄

切二成効ノ期ヲ急ク所ナリ、仰キ冀クハ此際御

アラセラレンコトヲ希望ス、就テハ我一家ノ事蹟ヨ 一家ノ事蹟編集ニ従事シタリシ

を表しぬ、

徳川

序を一定せりとて、宗徳より報告あり、之れ本月一日、二十三年七月十五日、史談会々約を更正し、其目的順

(宗家)・淺野・徳川 (尾州)・松平・松平 (会津)・

タル輩ノ詳伝等、御編纂アラセラルヘキ旨ノ勅命ヲノ記録ヲ網羅シテ、一大正史及ヒ当時国事ニ竭力シ家ニ於テ編纂奉呈シタル記録ハ勿論、汎ク諸士百家手許ニ一局ヲ設ケサセラレ、今般 特命ヲ以テ、諸

下サセラレンコトヲ奉冀望候(以下略)

市來四郎君自叙伝(附錄)十七

徳の草したる意見ハ、予積日の意志に添ひ、殊に満足地の草したる意見ハ、予積日の意志に添ひ、殊に満足に対するハ、尸位素餐の譏を免れす、特に君国の為め殉たり、就中華族に於ては聖代の余沢に浴し、徒尓に消たり、就中華族に於ては聖代の余沢に浴し、徒尓に消たち、就中華族に於ては聖代の余沢に浴し、徒尓に消したる士民に対しては、其心志を酌むの意なくして、したる士民に対しては、其心志を酌むの意なくして、りたる士民に対しては、其心志を酌むの意なくして、可ならんやとの御意志を談せさるはなかりき、今回宗が、一昨二十一年上京以来、同族の方々を始め会合の予、一昨二十一年上京以来、同族の方々を始め会合の

の必要あるに基けりと聞ゆ、其会約は左の如し、も加入を勧誘せしに仍り、一層会旨を明瞭ならしむる(旧尾州)・松平家(旧越前)の加入あり、 其他諸家へ松平(旧桑名)の六家へ史料提出の達命ありて、徳川家

史談会約

兄ノ扁髯セ斗と為スヲヨウトス、嘉永癸丑年後、国事ニ関スル内外ノ実蹟ヲ談話討第一条、本会ハ史談会ト称シ、各家編集員相会シ、

第二条、会場ハ東京市麹町区公園内、星ケ岡茶寮ヲ一究シ編輯史料ト為スヲ目的トス、

以テ之ニ充ツ、

開会ス、第三条、会日ハ毎月十五日ト定メ、午后第三時ョリ

又必要ノ場合ニ於テハ、臨時会ヲ開クコトアル但土曜日曜ノ両日ニ当ルトキハ、金曜日ニ繰上ケ、

ベシ、

提出シ諮詢スベシ、リ、其他訂質ヲ要スベキ件ハ各自筆記シ、本会ニリ、其他訂質ヲ要スベキ件ハ各自筆記シ、本会ニ第四条、史料ト為スベキ事蹟ニシテ、曖昧疑似ニ渉

「ミー」/ ミノ、但本会ニ於テ尚ホ明瞭ナラサル件ハ、他ニ訂質ノ

方法ヲ詢ルベシ、

第五条、当時ノ事実ヲ聞キ、又ハ疑似ノ事実ヲ質ス ル為メ、当時国事ニ鞅掌セシ人ヲ招待スルコトア

家月番ノ順次ヲ定メ、之ニ従事セシム、

第六条、会務整理ノ為メ会幹ヲ置キ、抽籤ヲ以テ各

第八条、本会人員ハ、毎前会ニ於テ相定メ、後会ノ 第七条、会費ハ毎会一名金七十銭ト定ム、

但当日来会セサルトキハ、会日ヨリ三日前ニ会幹 会幹ニ通知スヘシ、

費ヲ差出スベシ、 ニ通知スベシ、通知ナキトキハ来会セサルモ会

第九条、招待人員ノ会費ハ、一時会幹ヨリ支弁シ置 キ、精算ノ上次会ニ於テ各家ニ分賦スベシ、

十九日鹿鳴館に、同族七十名を招請せられ、議会開 命せられたるなり、公は去る十七日着京在せられ、 地に於て時事の周旋又ハ編集事件取扱の為め、随行を 回島津公議会参列の為め、上京せられたるに仍り、京 仝年八月二十一日、予も又上京、宗徳の宅に寓す、今 第十条、本会ハ猥リニ他人ノ入会ヲ諾スヘカラス、 同

れたり、専ら海江田・黒田・岩下の諸老輩斡旋あり、

宗徳専ら其奔走に預れると聞きぬ 主の方々へ特命ありたしとの旨を陳す、公嘉納せられ 局を設け、其局名を定められ、其編集一切は各同族家 綱氏会席あり、予・宗徳交々宮内省附属建物内に編集 仝年九月一日、予は宗徳同伴三條公邸に候す、

黒田 凊

仝年九月十八日、宮城下馬場先門内旧元老院跡の二室

是れ旧藩事蹟取調所設立の発端とす、

局舎設立の上ハ、時々参同すへしとの旨を伝させらる、

七日の会合を約す、其書は左の如し、 日再会し、予・宗徳より申合書案及ひ宮内大臣への申 省に会場貸付を請願し、許可ありたるなり、仝二十二 会場を設け、定日会合して調査講究せんか為め、宮内 史料の交換事実討詢を悉し能はさるを以て、特に一の 員とも協議したり、是れ例月の会席に於ては、充分に 会合し、尚ほ同所貸室に在る三條・岩倉両公事蹟取調 すの達命あり、予宗徳同伴会同す、三家の編集員六名 を、島津・毛利・山内・徳川四家編集員会合所ニ貸渡 述書を提出したり、三家の人々同意あり、尓今毎月二

編集事務所取設ニ付伺

に関する時事の要務を詢はれ、併せて懇親の宴を張ら

得二候付、何之件可然御詮議被成下度此段伺上候也 ニモ難到候間、此際別紙申合書ニ基キ、充用致候心 自然保護ノ方等致顧慮候次第ニ候得ハ、到底御貸渡 室内ニ難致蔵貯、然ノミナラス貴重ノ蔵書モ不尠、 方ニ於テ、編纂収集セシ材料幾千巻ニモ相及ヒ、一 ニ充テ、精々成功相急候心得ニ候処、従来四家編集 ノ一室内ニ於テ、予期ノ通合同編集所ニ充テ候都合 ニ相成候ニ付テハ、御特命ヲ奉シ、四家合同編集所

明治二十三年九月二十二日

毛利公爵編輯方

竹中兼和

島津公爵編輯方 市來四

山内侯爵編輯方 丁野遠影

徳川侯爵編輯方 長谷川清代理

敏

宮内書記官足立正聲殿

今回四家へ、編集事務所トシテ、本衙内一室御貨渡

申合書ニ基キ、毎月二七ノ日ヲ期シ、合同可致ニ 之上、臨時出会モ可致場合ニハ、四家ノ者出頭 付、当日ニ限リ開室可相願筈ニ候得共、四家申合 追申詮議ヲ請フベキ件々

但刻限ハ、省内開閉時限ニ基キ可申ハ勿論ニ候得 官へ申出次第、御允容相成候様相願度候 共、会合ノ都合ニ依リ、致伸縮候時ハ、其旨掛

上、掛官へ申出次第、開閉相願度候事、

出会ノ日時中ハ、取次又ハ用便ノ為メ、給仕小使 等致使用候儀ハ、本衙内局課員同然ニ御允容相成

候様、相願度候事、

但出員中炭火・水茶等ノ御給与モ、

局課同然ニ御

申合書ニ基キ、出会毎ニ貴紳顕官御来室願上候心 得ニ候得ハ、御来室ノ都合御休息ノ為メ、本衙内 給与相願度候、

但可成ハ御貸渡ノ室致使用候心得ニ候得共、 適宜之室予メ御取設ノ儀相願度候事、 下大臣其他ノ方々御来室ノ際、端近ノ場所如何

モ存候間、可然御見立置之程奉願度候!

-1033-

家トモ尓他各家へモ関係ノ事柄モ不尠、到底四家一今般ノ御特命ハ、四家ニ被為限候事ニ候得共、四

漸次編纂ノ都合ニ仍リ、尚尔他各家へモ関係ノ件ノミノ会合ニテハ、編集ノ目的モ不十分ニ候間、

御取扱ヲ以テ、各諸家へ時々出会之御特命相下候モ不尠候間、尓後四家ヨリ申立次第、四家同様ノ

様、相願度候事、

申合書

、まさいに見なり、 中られたるに付、此際左の申合条件に基き、允用す 今般諸家編集方会同の為め、宮内省附属官衙御貸与

べきことと規定す、

一、毎月二七の日を会合日と定め、諸家編集員ハ必若くは疑議を討詢する所とす、

一、本所は各家編集員出会し、編集材料を交換し、

但二七日の内祭日或は土曜・日曜に当るときは、ず出会すべし、

順次繰上け、毎月六回は必す会同を期するも

其旨通知に及ふへし、一、会同日に当り、事故ありて出会なし難きときは、のとす、

事宜を処弁するものとす、、各家抽籤を以て、順次当番を定め置き、当日の

其旨申通し、順序繰下げ、次会に至り順に戻但事故ありて、当番の各家出会なし難きときは、

るものとす、

一、各家出会人員は定員なし、各家当日の都合に任

す、

一、各家出会人は、各自編集材料を携帯し、互に謄但家主其他家人を同伴するも、勝手たるべし、

一、毎会維新前後国事に鞅掌したる方を招待し、写交換すること勝手たるへし、

実に付質正を請ふべきものとす、

氏名を申出て、各家相談の上其手続を為すべ但当日次会当番より、次会に招待すへき方々の

Ų

先帝、宸翰を故久光公に賜ふて、公始め七卿の処置、他日両公及ひ二氏来所あり、予は往時七卿京落の当時、久世公にも請ひぬ、土方・清岡の二氏をも促かしたり、予は、又三條公に伺候し、会合所へ臨車を請ひ、又東

其他国事の要件を詢ハせ玉へる御書数 通、 並に 久光

ありぬ、 徳大寺實則公・品川彌次郎氏を請し、前項書類の披覧 んことを、宮内大臣へ請願したり、是れ先に徳川宗家 徳川三家代表者と連署し、池田家始め六家へ特命あら 仝年十一月十二日、予島津家を代表し、毛利 に編史の尚早論に対して、 さるの風潮を為さしめんことを期したれはなり、尓今 り、故に予其癖心を破り、公然と昨非を論して、憚ら 編集せす等の論議を漏らし、陰に之を拒斥するの傾あ 多少忸怩たる感を抱き、 ある当路者中に於てハ、当時方向の異同に依り、 三條・東久世公を始め、 竟予の主張は、何人も表面之を可否するものなきも、 せる内に事実を確め、調査するの必要談ありたり、畢 き事実あるを以て、近世歴史の編述は、経歴者の生存 宸衷を奉察し、又久光公の忠誠を感歎せられ、 覧に供ふ、三條・東久世両公を始め、二氏にも先朝の 鞅掌あらんことを請ハれたる真蹟数十通を携へて、 公始め品川氏も深く感激せられぬ、 歴史は百年の後に非ざれは、 旧長藩出身者、 情勢の改まるを感しぬ、 又同藩に縁故 之より大 此の如 山内 衷心 披

> 於ては、更に一層の講究を悉さゞるを得す、万一偏見 始め六家へ、史料提出の特命ありしも、尚ほ彼我の交 無私の調査を尽されんことを希望したれはなり、 り、故に弘く同族各家へ特命あらんことを請ひ、 故意の編述に安んせは、 世の事蹟は独り十家内外関渉問題にあらす、全国に とするも、又世人の評論を招かん、然のみならす、近 伝ふるの聞あり、 勤王諸家に限り、其家記を録上せしむる趣旨なりと、 むるを得す、世上往々島津家始め特命ありしは、 到底十家内外の交渉に止めては、近世事蹟の真相を確 通弘からす、史料の交換事実の交詢悉さゞるゝ所多し、 り数十年間の事故にして、 縦令正確の史料に基き、編述したり 後世子孫の視聴を誤るの恐あ 其間起伏隠現を極めたるに 公正

公・三條公始め諸卿の衷情を諒し、寛典を請ハ

れたる

及ひ維新後岩倉公より久光公へ、倶に国事に

以来未曽有ノ不業ニ有之、加之外交上ノ事難輻輳シ、永癸丑以来明治辛未迄、国事鞅掌之始末詳細取調、永癸丑以来明治辛未迄、国事鞅掌之始末詳細取調、主ニ於テハ、尓来家人ヲ督励致シ、調査編纂ニ着手主ニ於テハ、尓来家人ヲ督励致シ、調査編纂ニ着手主ニ於テハ、尓来家人ヲ督励致シ、調査編纂ニ着手主ニ於テハ、尓来家人ヲ督励致シ、調査編纂ニ着手を勉励無懈怠罷在候へ共、知を終うない。

件モ不尠、 不尠、前日ノ侭四家各別ノ編纂ニ放任シ置クトキハ、 テ補フトキハ、随テ欠ケ、 ヲ告ケントスルニ際シテ、 且年月ヲ経ル毎ニ、史料ノ散迭頻生シ、殆ント完成 内外ノ混乱相極メ候時節ニ有之、随テ種々交渉ノ事 真偽相半シ、 為二調査益々困難ニ有之、 **始ンド収拾ニ窮スルコト** 往々誤謬遺脱ヲ生シ、随

各家編集上頗ル利便相感シ候次第ニ候、然レトモ維 致シ候処、大ニ事実ヲ証明シ、確正ナル材料ヲ得、 ルコトト相定メ、期日毎ニ会合専ラ編纂調査ニ従事 会同時々編集ノ材料ヲ交換シ、若クハ疑義ヲ討詢ス 編集方篤ト申合セ、先般宮内省別室拝借致シ、 到底完成ナル材料トモ相成兼候処ヨリ、嚢キニ四家 四家

ヲ奏シ難ク、頃日ニ至リ益々事実ノ遺欠不明ヲ相感 各自ノ材料ヲ交換致シ候位ニテハ、到底満足ノ結果 スル各人モ多ク鞅掌之事項諸家ニ連帯シ、中々四家 新ノ事業ハ、公卿・諸侯又ハ旧士民ニシテ、之ニ関

後日国史編纂之材料ニ難供、 諸家ニ申談シ、務メテ各家所蔵ノ書類ヲ収集シ、互 シ、殆ント困難相究メ候、就テハ今一層当時関係 助力協合不致候テハ、単ニ一家ノ私記ニ止マリ、 旁此際尓他諸家ニ対セ

> 別紙各家氏名相記シ差出候間、 仕候間、至急同一二御特命相降候様御取計相願度、 ラレ、 へハ、四家ニ於テモ一層編纂事業モ完成可致ト確信 同会合、益々各家之材料ヲ収集致シ候様相成候 四家同様之御取扱ヲ以テ、御特命相成候時ハ、 篤卜御詮議相成度

一十三年十一月十二日

此段奉願候也

島津家編集員

市 來 四

郎

竹 中 兼 和

毛利家編集員

山内家編集員

丁 野 遠 影

徳川家編集員

長谷川 清

宮内大臣子爵土方久元殿

(別紙)

願書中、此際御特命相成度諸家、左ニ相記候、 侯爵 侯爵 鍋島直大 池田章政 侯爵 侯爵 細川護久 池田輝博



K

仮編

安政4 (1857) 年, 彬が侍臣に命じて、撮影し た市来四郎の写真 (尚古集成館旧蔵)

に収まれり、 其間の苦心筆紙に悉くし難し、 弁宜を策し、旧君家の体面を保持せんことを務むる等 地出身者の間に奔走し、彼我の意見を調和し、 々往復時事の談論在せらる、予・宗徳常に諸公及ひ県 在せられ、 又此際久邇宮殿下御上京あらせらる、深く時務に留意 問に応へ、宗徳と俱に九條 しては、岩下・黒田 普く史談の推拡に焦慮したり、 たり、 氏其他と謀り、宮内省に編纂局設立の必務を申述し 島津公との音問往復を為し、或は会合を図りたり、 又伊達 同族中重なる有志の方々へ御内示あり、 当時日夜内外斡旋の労を尽して、 ・池田茂政両公に頼り、 ・高崎諸氏に詢ひ、 ·淺野 終に議会開け、 又島津公時事鞅掌に関 ・松浦諸公を回訪 邸員諸氏の諮 又品川 年を了

黒

あら

二臨車あらせられ、

伊丹重賢氏参会あり、

予は過日三

九

久邇宮殿下旧

元老院跡諸家会合所

伯爵 侯爵

黒田 伊達宗徳

長成

侯殿

松平

康荘

顧

問

女聖

学心

講

師

大

久

保

利 謙

Ξ

委

員 短鹿

期大児島女

学子

鐵

鹿

児

島

大学教授

教 講

授 師

野 川

守

児

島

大

学

教

授

眾

編 さん 所 編集課長元鹿児島県維新史料

田

島

秀

隆

元

宮之城

町教育長

Щ

下

千

本

短鹿 仝 소 仝 鹿 前 仝

期 大児島県

学立.

教 教 教 教

授

芳

即

IE.

授

桑

波

田

賱 夫 光 雄 眞 次 三

授 授

Ŧ. 四 原 桃 村 北

味

克 健 虎 惠

本

東 前 東 前 前 早 東 子 京 習 京 稲 大 大 大 院 田 大 学 学 大学学長 学 大学教授 教 教 教 授 授 授 兒 菊 小 沼 竹 地 西 田 乏 内 勇 幸 理

四 次

次

郎 郎 郎 多

所 長

総

務課

堂 下 Л 平 中 國 中 牧 平 Ш 久 古 宮 萩 本 堂 、村 原 下 島 間 分 間 迫 崎 満 賀 野 田 山 真 園 佳 秋 友 和 幸 哲 満 重 誠 茂 親 絹 涼 利 代 純 子 子 子 子 子 哉 治 子 春 弘 凊 亨 代 江 好 郎 宣

鹿児島県史料

昭和五十五年 一 月十日 発行昭和五十四年十一月一日 印刷 発 印 行 刷 集 凸 鹿 鹿児島県維新史料編さん所 版

印刷

株式会社

児

島

県

忠義公史料 第七巻